

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性	
		評価		取組の方向性	条文の改正
第1章 総則					
第1条 (目的) この条例は、十日町市におけるまちづくりの基本的な事項を明らかにするとともに、市民、市議会及び行政の役割等を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、もって住みよい十日町市の実現を図ることを目的とする。	【検証対象外】	【凡例】 1. 評価基準 できている : 目標が達成できている、問題なく取り組んでいる、現状継続、引き続き取組みは必要だが課題解決に向け前進している 概ねできている : 概ね目標が達成できているが、一部課題がある ほとんどできていない(該当無) : 計画していた事業等をほとんど実施できなかった、目標に達していないものが大半を占める 全くできていない(該当無) : " 全く実施できなかった、すべてにおいて目標に達していない 2. 取組の方向性 継続推進 : 現在の取り組みを継続する 施策変更 : 現在実施している取り組みを別の取り組みに変更する 大幅修正 : " の内容を大幅に修正する その他 削除 3. 改正 必要/不要			
第2条 (条例の位置付け) この条例は、十日町市のまちづくりの基本となる条例であり、市民、市議会及び行政は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。 2 市は、条例及び規則の制定、改廃及び運用並びに各種計画の策定に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。	【検証対象外】				
第3条 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1)行政、(2)協働、(3)まちづくり、(4)地域自治 ※内容省略	【検証対象外】				
第2章 基本原則					
第4条 市民、市議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づき十日町市のまちづくりを推進するものとする。 (1) 相互理解の下、信頼関係に基づく連帯と協働を図りながら、公共的な活動に共に取り組むこと。 (2) 地域が有する人材、文化、自然等の資源及び経験を生かした暮らしの実現に共に取り組むこと。 (3) まちづくりを進めるに当たって、必要な情報の共有に共に取り組むこと。	【検証対象外】				
第3章 市民					
第5条 (市民の権利) 市民は、相互に尊重しながら安全・安心な生活を営む権利を有する。 2 市民は、行政が提供するサービスを楽しむことができる。 3 市民は、市政に関する情報の共有を求められることができる。	【検証対象外】				
第6条 (市民の役割) 市民は、相互に尊重しながら自らの言動に責任を持って、まちづくりへの参画に努めるものとする。 2 市民は、地域自治の担い手として、これを守り、育てることに努めるものとする。 3 市民は、安全・安心な暮らしを守る活動に主体的に取り組むことに努めるものとする。 4 市民は、自主的に健康の維持及び増進に努めるものとする。 5 市民は、行政が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担をしなければならない。	【検証対象外】 ○参考 ・地域自治組織関連 → 第36条 ・自主防災組織、地域防災訓練、応急手当講習など → 第34条 ・健康づくり推進関連 → 第26条				

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
6 市民及び市内に資産を有するものは、その所有する資産の安全かつ良好な管理に努めなければならない。	<p>◆空き家バンク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部からの移住定住を希望する方へ空き家情報を提供し当市の定住人口の増加を図った。 ○登録数53件、成約数38件（R1～R4合計） ・R3年度に希望者の物件の現地調査及び登録代行手続きを実施することで、空き家バンクの登録を促した。 ○アンケート送付数343件、登録希望件数41件、現地調査19件、登録10件（これ以外は登録不可能及び取り下げ） 	できている	<ul style="list-style-type: none"> ・登録数に対する成約数は7割以上であり大きな成果が見られる。 ・移住検討者等へより多くの住居情報を提供するため、登録物件数の更なる増加を図る必要がある。 	継続推進	不要	R4年度に開設した移住相談窓口「十日町市移住コンシェルジュ」を核として、地域自治組織等の地域住民と連携した空き家情報の収集及び市内不動産事業者の協力により、空き家バンク登録数を増やし、移住検討者への効果的な情報提供方法を確立する。 また、定期的に空き家バンクの登録に関する記事を市報に掲載し、周知を強化する。
	<p>◆危険家屋の撤去</p> <p>○実績 R1～R4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政代執行：1件 ・緊急安全措置：2件 ・所有者自身による対応：65件 	できている	<ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等（危険家屋）の増加を防ぐためにも、適切な管理が行われていない空家等の継続した調査及び市民への意識啓発の取組みを推進する必要がある。 	継続推進	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産はあくまで個人の資産であるため、早期段階から所有者自身で空家の管理や活用について検討してもらう必要がある。市内の空家の活用実績が伸びることで空家を活用する意識が高まり、資産の有効活用及び管理不能な危険家屋等の発生防止につながると考えられるため、空家等対策計画及び空家等の適切な管理に関する情報を市報やホームページ、公式SNSやあんしんメール等を活用し、広く情報発信の強化に努める。 ・所有者による措置を原則としつつ、必要となる対応を関係する法や条例に基づきながら適時適正に実施する。
	<p>◆耕作放棄地の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査を未基盤整備地等を中心に実施している。 ・調査で確認された復旧可能と思われる遊休農地について、農地所有者に対し意向調査を実施し、今後の耕作意志や貸付希望の有無を確認し、中間管理事業者への貸付希望地として紹介している。 	概ねできている	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の多くが条件不利地であり、耕作の再開や新たな耕作者が見つからないケースが多い。 ・農地に不法投棄をする事例があるため、環境衛生部局と連携し、所有者等へ指導を行っている。特に山間部の耕作放棄地は人目に付かない箇所があるため、引き続き農地パトロールなど、不法投棄への対策が必要である。 	継続推進	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、耕作放棄地の活用や適切な管理について検討対応していく。 ・山林、原野化が進み耕作の見込みがない農地については「非農地」として処理し、「守るべき農地」との区分けを進める。
<p>第4章 市議会</p> <p>第7条（市議会の役割及び責務）</p> <p>市議会は、市民を代表する議決機関であり、市政運営が適切に行われているかを調査し、監視する役割を担うものとする。</p> <p>2 市議会は、市民に広く情報を公開し、透明性の高い議会運営に努めなければならない。</p>	<p>◆市議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議及び各常任委員会において、市長から提出される条例や予算等の議案を審議し、議決権の行使を行うとともに、政策立案や政策提言活動に資するため、所管する市担当部局の事務調査をはじめとした調査研究活動を行った。 ・これまで、党派単位で行っていた予算要求概要に対する意見・要望事項の取りまとめについて、市議会の監視機能を発揮する観点からより専門性の高い審査や政策提言が可能となるよう、決算審査を行った同じ協議母体である常任委員会において議論することにより、決算審査と予算審査を連動させる取組を行った。（令和3年度） ・議会だよりを年4回発行するとともに、本会議のネット中継やFMとおかまちでの一般質問の録音放送などを活用した議会情報の発信と共有化を図った。 ・本会議のネット中継については、インターネット、スマートフォン端末に加え、ケーブルテレビでの視聴が可能となった。（令和4年度） 	できている	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題を踏まえた活動や審議を行うとともに、様々な方法による情報発信を行うことができた。 	継続推進	不要	引き続き、住民の負託にこたえるべく市議会の役割を全うする中で、充実した議会審議や、情報発信に努めていく。
<p>第8条（市議会議員の責務）</p> <p>市議会議員は、議員としての品位を保持し、能力の向上に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p>	【検証対象外】					

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
<p>第5章 行政</p> <p>第9条（行政の責務） 行政は、広く市民の意見を聴き、透明性の高い行政運営に努めなければならない。 2 行政は、市民に公正かつ効率的で質の高い行政サービスを提供するよう努めなければならない。</p>	<p>◆市民アンケートの実施 ・第二次総合計画の実現に向け、市政の現状及び総合計画に対する市民目線での評価や意見を分析し、計画の進捗管理及び施策評価の検討を実施するため、2年に一度、市民アンケート調査を実施し、アンケート結果をホームページで公開した（R1、R3年度）。</p> <p>◆審議会等委員の公募 ・市民の意見を行政に反映させるため、公募委員の任用を推進している。 ○R4年度の公募委員割合 13.4%</p> <p>◆パブリックコメントの実施 ・政策形成過程における公正・透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、市民参加型の行政運営を推進することを目的として、市が重要な計画等を策定（変更を含む）する過程において、広く市民の意見を提出していただく機会としてパブリックコメントを実施している。 ○パブリックコメントの実施状況 R1年度（5件）、R2年度（6件）、R3年度（3件）、R4年度（3件）</p>	概ねできている	<p>・各取組により、広く市民の意見を聴く体制を整え、透明性の高い行政運営に努めている。</p> <p>◆審議会等委員の公募 ・審議会等委員の公募の割合については、第二次総合計画における「まちづくりの目標値」の年度達成目安に達していないため、各課への働きかけにより各審議会等の公募委員の割合の増加を図る必要がある。</p>	継続推進	不要	<p>・継続して推進していく。</p> <p>◆審議会等委員の公募 ・審議会等委員の公募については、審議会等の設置目的から委員の公募が困難な審議会等を除き、公募委員の任用について各課へ具体的な公募枠の目標人数を示す。</p>
	<p>◆市長とのふれあいトーク 「市長とふれあいトーク」では、市長自ら地域に足を運び、市民の要望や悩みごとを直接聞き取り、市の取組状況、今後の対応等について説明を行った。 R1年度（開催：16回、参加総数：250人）、R2年度（開催：13回、参加総数：147人） R3年度（開催：13回、参加総数：137人）、R4年度（開催：19回、参加総数：196人）</p> <p>◆市長への便り ・市政に対する意見や提案などの市民の声を、専用紙や郵便、ファックス等で受け付け、文書等で回答している。また、寄せられた便りの一部は市HPで公開している。 ・「市長への便り」の様式を市報折込、公民館等へ配置したほか、市HPで受け付け、市民一人ひとりの行政に対する意見、要望を聴き対応する取組を行った。 R1年度（105件）、R2年度（96件） R3年度（100件）、R4年度（86件）</p> <p>◆まちづくり出前講座の実施 市民からの要望に応じて市職員が出向き、市政の説明や意見交換などを実施。 R1年度（15回）、R2年度（2回）※新型コロナ流行による減、 R3年度（13回）、R4年度（21回）</p>	できている	<p>・市民の声を市長が直接聴ける機会を複数設けることにより、幅広い意見聴取、対応を行うことができた。 ・なお、新型コロナウイルスの影響で直接対面する機会が減少した時期もあったが、マスク着用等の基本的対策に加え、会場の規模に合わせて参加者を少人数に制限する等、対面方法を工夫することによりコロナ前と同程度の回数を維持することができた。</p>	継続推進	不要	<p>引き続き市民の声を市長が直接聴ける機会を複数設けることで、幅広い意見聴取に努めていく。また、高齢化集落などへの視察を積極的に行い、高齢者等の困りごとなどの声も把握できるよう取組の強化を図る</p>
	<p>◆人材育成の取組み ・十日町市人材育成基本方針に基づき、職員研修や人事評価を実施した。 ・平成28年度からは業績評価として「チャレンジ目標」を導入し、目標にチャレンジする姿勢の醸成を図ってきた。 ○研修受講者（延べ人数）R1：844人、R2：976人、R3：1,075人、R4：914人</p>	概ねできている	<p>人材育成基本方針に基づき具体的に各種取組みを進めてきたが、より一層働きやすい職場環境の確立や、職員の使命感・モチベーション向上の意識改革、職員の育成を培う職場風土の醸成が必要である。</p>	継続推進	不要	<p>引き続き、人材育成基本方針に基づき、職員能力の向上のために人事評価や職員研修の充実を図る。</p>
<p>第10条（市長の責務） 市長は、十日町市の代表として、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。 2 市長は、市民の意向を的確に把握し、自らが行おうとする政策を分かりやすく市民に説明するよう努めなければならない。 3 市長は、施策の推進に当たっては、効率的かつ効果的に取り組まなければならない。 4 市長は、地域の魅力を積極的に情報発信し、地域の活性化に取り組まなければならない。 5 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に積極的に取り組む市職員の育成に努めなければならない。</p>	<p>◆市長とのふれあいトーク 「市長とふれあいトーク」では市長自ら地域に足を運び、市民の要望や悩みごとを直接聞き取り、市の取組状況、今後の対応等について説明を行った。 R1年度（開催：16回、参加総数：250人） R2年度（開催：13回、参加総数：147人） R3年度（開催：13回、参加総数：137人） R4年度（開催：19回、参加総数：196人）</p> <p>◆市長への便り ・市政に対する意見や提案などの市民の声を、専用紙や郵便、ファックス等で受け付け、文書等で回答している。また、寄せられた便りの一部は市HPで公開している。 ・「市長への便り」の様式を市報折込、公民館等へ配置したほか、市HPで受け付け、市民一人ひとりの行政に対する意見、要望を聴き対応する取組を行った。 R1年度（105件）、R2年度（96件） R3年度（100件）、R4年度（86件）</p>	できている	<p>◆市長とのふれあいトーク・市長への便り【再掲】第9条 ・市民の声を市長が直接聴ける機会を複数設けることにより、幅広い意見聴取、対応を行うことができた。 ・なお、新型コロナウイルスの影響で直接対面する機会が減少した時期もあったが、マスク着用等の基本的対策に加え、会場の規模に合わせて参加者を少人数に制限する等、対面方法を工夫することによりコロナ前と同程度の回数を維持することができた。</p>	継続推進	不要	<p>◆市長とのふれあいトーク・市長への便り【再掲】第9条 ・引き続き市民の声を市長が直接聴ける機会を複数設けることで、幅広い意見聴取に努めていく。また、高齢化集落などへの視察を積極的に行い、高齢者等の困りごとなどの声も把握できるよう取組の強化を図る</p>

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
<p>第10条（市長の責務） 市長は、十日町市の代表として、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。 2 市長は、市民の意向を的確に把握し、自らが行おうとする政策を分かりやすく市民に説明するよう努めなければならない。 3 市長は、施策の推進に当たっては、効率的かつ効果的に取り組まなければならない。 4 市長は、地域の魅力を積極的に情報発信し、地域の活性化に取り組まなければならない。 5 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に積極的に取り組む市職員の育成に努めなければならない。</p>	<p>◆予算枠配分による効率的・効果的な施策推進 ・限られた予算を、所属別・事業別に枠を設け、必要な施策に効率的に配分した。</p>	<p>できている</p>	<p>・厳しい財政状況の中にあっても、市民ニーズに応えるとともに、当市の課題解消に向け、かつ優先順位の下で財政運営ができたものと評価している。具体的には、国の財政措置率の高い地方債など有利な財源を活用しながら、児童センターめがらんど、医療福祉総合センター、博物館などを整備することができた。 ・財政状況の公表に関しては、市報ではグラフなどを用いて見やすさを心掛け、専門用語については、平易な表現により注釈を追加するなどの工夫を加えた。</p>	<p>継続推進</p>	<p>不要</p>	<p>・事務事業見直しや市債の新規発行の抑制、省エネ化などに継続して取り組むとともに、ふるさと納税をはじめとする財源確保に努め、将来にわたって持続可能な財政運営を進める。また、これに伴う予算説明においては、市議会、市民はもとより、多くの主体にわかりやすく伝えることを念頭に置く。</p>
	<p>◆組織編成による効率的・効果的な施策推進 ・職員適正配置計画（H28～R2、R3～R7）に基づき、社会情勢の変化や新規事業へ対応するための組織編成を実施した。 ⇒ ・令和3年度 地域ケア推進課に訪問看護ステーションを設置 新型コロナワクチン接種対策室を設置 ・令和4年度 観光交流課を文化観光課に改め、文化スポーツ部から文化観光推進室を移管 子育て教育部と文化スポーツ部を統合 ○職員数（年度当初）R1：506人、R2：506人、R3：514人、R4：507人</p> <p>◆市職員の育成：【再掲】第9条 ・十日町市人材育成基本方針に基づき、職員研修や人事評価を実施した。 ・平成28年度からは業績評価として「チャレンジ目標」を導入し、目標にチャレンジする姿勢の醸成を図ってきた。 ○研修受講者（延べ人数）R1：844人、R2：976人、R3：1,075人、R4：914人</p>	<p>概ねできている</p>	<p>【再掲】第9条 ◆組織編成 ◆市職員の育成 ・人材育成基本方針に基づき具体的に各種取組みを進めてきたが、より一層働きやすい職場環境の確立や、職員の使命感・モチベーション向上の意識改革、職員の育成を培う職場風土の醸成が必要である。</p>	<p>継続推進</p>	<p>不要</p>	<p>【再掲】第9条 ◆組織編成 ◆市職員の育成 ・引き続き、人材育成基本方針に基づき、職員能力の向上のために人事評価や職員研修の充実を図る。</p>
	<p>◆地域の情報発信 ・市報や市HPを活用し、市の施策や予算・決算概要について、市民に伝わりやすい表現で情報発信すると共に、市民にとって有益な情報（生活情報、イベント情報等）をタイムリーに掲載した。 ・市長記者会見やエフエムラジオ番組や広告を活用し、報道機関と連携を図りながら、市が実施する様々な取組について積極的に情報提供を行った。 ・また、市内外への情報発信を充実させるため、令和3年4月に市HPのリニューアルを行うとともに、同年7月にはLINE、11月にはX(旧Twitter)による情報発信を開始した。 フォロワー登録数：R5年10月19日現在：LINE 5,246人、X(旧Twitter) 1,361人 ・関越自動車道（H28年度～：谷川岳下PA、H30年度～越後川口上下SAと塩沢石打上下SAが追加）へのポスター・パンフレット類の配置や、郵便局との包括連携協定に基づく観光PRや局内での「市の広報コーナー」配置など、民間業者と連携しながら地域の魅力を広く発信した。</p>	<p>できている</p>	<p>市の施策等について、様々な媒体を使って積極的かつタイムリーに情報提供を行うことができた。 また、新たなツールとしてLINEなどのSNSを活用した情報発信（プッシュ型の情報発信）を行うことができた。</p>	<p>継続推進</p>	<p>不要</p>	<p>発信者である市職員は、市報や市HP、またSNS等の情報発信ツールを、それぞれの特徴に応じて使い分け、より効率的・効果的な情報発信を進め、市民や市外の方が必要とする情報を適切に得られるよう努めていく。 また、十日町市公式SNSアカウントについて広報誌やホームページなどを活用して積極的に周知していく。</p>
	<p>◆ダイレクトメールの発送 ・市のイベント参加者やアンケート回答等で住所を提供いただいた方には、市の近況やイベント等についてダイレクトメールを発送し、情報発信を行った。（希望制）</p>	<p>できている</p>	<p>市外の方にタイムリーに情報発信し、十日町への関心度の増加や来訪に効果があった。</p>	<p>継続推進</p>	<p>不要</p>	<p>情報発信の効果がより分かるようにするとともに、関心度・来訪者の増加につながる取組を検討する。</p>

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1~R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
第6章 行政運営						
第11条 (市職員の責務) 市職員は、公正かつ誠実に、及び効率的かつ迅速に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、積極的に施策の提案に努め、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上を図らなければならない。	【再掲】第9条 ◆市職員の育成 ・十日町市人材育成基本方針に基づき、職員研修や人事評価を実施した。 ・平成28年度からは業績評価として「チャレンジ目標」を導入し、目標にチャレンジする姿勢の醸成を図ってきた。 ○研修受講者（延べ人数）R1：844人、R2：976人、R3：1,075人、R4：914人	できている	【再掲】第9条 人材育成基本方針に基づき具体的に各種取組みを進めてきたが、より一層働きやすい職場環境の確立や、職員の使命感・モチベーション向上の意識改革、職員の育成を培う職場風土の醸成が必要である。	継続推進	不要	【再掲】第9条 引き続き、人材育成基本方針に基づき、職員能力の向上のために人事評価や職員研修の充実を図る。
第12条 (総合計画) 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市長は、総合計画の進行管理及び評価を適切に行うとともに、その結果を市民に公表するものとする。	◆総合計画の策定・運用 ・令和3年3月に第二次総合計画後期基本計画（令和3年度～7年度）を策定した。 ・第二次総合計画の目指すまちの姿である「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」を達成するため、53の施策を設けるとともに施策の達成状況を確認するため120の「まちづくり目標値」を設定し、毎年度まちづくり目標値の達成状況について内部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。 ・また、第二次総合計画の実現に向け、市政の現状及び総合計画に対する市民目線での評価や意見を分析し、計画の進捗管理及び施策評価の検討を実施するため、2年に一度、市民アンケート調査を実施し、アンケート結果をホームページで公開した。	できている	・第二次総合計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を図っている。 ・また、目標値の達成状況についての内部評価や市民目線での外部評価を行い、その結果を公表することで、総合計画の進行管理及び評価を行っている。	継続推進	不要	・第二次総合計画の基本構想及び後期基本計画の成果や課題を整理・分析し、令和8年度から17年度の第三次総合計画基本構想や令和8年度から12年度の前期基本計画を策定する。 ・策定にあたっては、施策毎に数値目標を掲げ、施策の進捗状況を客観的に検証できるようにする。
第13条 (財政運営) 市長は、中長期的な展望に立って、健全で効果的な財政運営を行わなければならない。 2 市長は、財政運営の透明性を確保するため、財政状況を公表しなければならない。	◆財政運営 ・取組内容の期間内では、合併特例に伴う普通交付税加算の措置が令和2年度に終了している。こうした財政状況の変化に合わせて「中期財政計画」を毎年策定し、市民サービスの維持・向上を第一義に、新たな市民ニーズにも対応できる財政運営に努めてきた。 ○参考指標 ①財力指数 R1：0.336 H4：0.329 ②標準財政規模 R1：19,639,302千円 R4：19,750,844千円 ③実質公債費比率 R1：11.9% R4：12.6% ④地方債残高/標準財政規模 R1：241.89% R4：225.93% ⑤積立金残高/標準財政規模 R1：42.85% R4：38.62% ◆財政状況の公表 ・予算・決算をはじめ、財務4表や中・長期財政計画を作成しホームページ等を活用しながら広く市民に公表した。 【計画期間】中期財政計画（R5～R9）5年間	できている	【再掲】第10条 ・厳しい財政状況の中にあっても、市民ニーズに応えるとともに、当市の課題解消に向け、かつ優先順位の下で財政運営ができたものと評価している。具体的には、国の財政措置率の高い地方債など有利な財源を活用しながら、児童センターめぐらんど、医療福祉総合センター、博物館などを整備することができた。 ・財政状況の公表に関しては、市報ではグラフなどを用いて見やすさを心掛け、専門用語については、平易な表現により注釈を追加するなどの工夫を加えた。	継続推進	不要	【再掲】第10条 ・事務事業見直しや市債の新規発行の抑制、省エネ化などに継続して取り組むとともに、ふるさと納税をはじめとする財源確保に努め、将来にわたって持続可能な財政運営を進める。また、これに伴う予算説明においては、市議会、市民はもとより、多くの主体にわかりやすく伝えることを念頭に置く。
	◆税金についての取組 ・滞納者に対し生活状況の把握に努め、実態に応じた滞納処分を早期に実施した。 ・差押物件のインターネット公売などを実施し、納税意識の高揚を図った。 ○年度別市税収納額の推移 R1：5,953,663千円 収納率96.4%（県内20市中11位） R2：5,858,255千円 収納率96.6%（" 10位） R3：5,766,164千円 収納率97.2%（" 10位） R4：6,008,105千円 収納率97.5%（" 9位）	概ねできている	滞納処分についての有効な手法等については、調査・研究を進める必要がある。 現在差し押さえている債権の内容について精査し、欠損処分について検討する。	継続推進	不要	・現状の取組の継続、強化 ・滞納処分についての有効な手法等の調査、研究 ・差押債権の内容精査⇒不納欠損処分への検討（収納率の向上）
第14条 (財産管理) 行政は、保有する財産の適正な管理及び確実かつ効率的な運用に努めなければならない。	◆公共施設等総合管理 ・平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画を令和3年度に改訂し、公共施設等の現況と将来の見通しを最新データに更新した。 【計画期間】H29～R33 35年間 ・遊休施設の売払いや貸付けを進めるとともに、老朽化や耐震性の低い未利用施設の処分費を政策的に予算措置し、総量縮減に努めた。 【施設数及び面積】H29.3.31現在：555施設42.6万㎡ ⇒ R3.12.31現在：527施設41.5万㎡（-28施設1.1万㎡）	できている	建築後30年以上経過し、老朽化した施設も多く、施設の維持管理や処分に多額の費用がかかる中、遊休資産の売払い等を進めることができた。	継続推進	不要	引続き総量の縮減を進め、財政負担の軽減を図る。

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
<p>第15条（行政組織） 行政は、効率的かつ機能的で市民に分かりやすい組織の編成に努めなければならない。 2 行政は、社会経済情勢の変化に対応することができるよう、組織内の横断的な連携調整を図るものとする。</p>	<p>◆組織編成による効率的・効果的な施策推進：【再掲】第10条 ・職員適正配置計画（H28～R2、R3～R7）に基づき、社会情勢の変化や新規事業へ対応するための組織編成を実施した。 ⇒ ・令和3年度 地域ケア推進課に訪問看護ステーションを設置 新型コロナワクチン接種対策室を設置 ・令和4年度 観光交流課を文化観光課に改め、文化スポーツ部から文化観光推進室を移管 子育て教育部と文化スポーツ部を統合 ○職員数（年度当初）R1：506人、R2：506人、R3：514人、R4：507人</p> <p>◆ワーキンググループ・プロジェクトチーム等の編成・設置 ・部署横断的な委員会・チーム等を立ち上げ、関係部署で連携しながら施策を推進した。 ○令和4年度実績 ※訓令発出8件、()内は主管課 ・十日町市男女共同参画推進部会（企画政策課） ・十日町市ふるさと納税推進プロジェクトチーム（企画政策課） ・十日町市地域公共交通計画ワーキンググループ（企画政策課） ・情報セキュリティ委員会（総務課） ・十日町市例規審査委員会（総務課） ・指定避難所職員選任（防災安全課） ・十日町市立地適正化計画策定推進部会（都市計画課） ・十日町市文化財保存活用地域計画ワーキンググループ（文化財課）</p>	できている	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢の変化や新規事業へ対応するための組織編成を実施してきた。 また、必要によりワーキンググループやプロジェクトチームを編成し、課題への対応を図ってきた。 	継続推進	不要	引き続き、社会情勢の変化や新規事業へ対応するための組織編成の実施や、ワーキンググループやプロジェクトチームを編成し、課題への対応を実施する。
<p>第16条（行政評価） 行政は、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、行政評価を実施するものとする。 2 行政は、行政評価の実施に当たっては、内部評価を行うほか、市民、有識者等による外部評価制度の仕組みを整備するものとする。 3 行政は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて行政運営の見直しを行うものとする。</p>	<p>◆行政評価の取組 ・毎年度行う総合計画における「まちづくりの目標値」の達成度調査による内部評価、及び2年に一度行う総合計画に関する市民アンケート調査による外部評価を行政評価と位置付け、それぞれ実施した。 ・「総合計画」の一部として喫緊の課題である人口減少対策に焦点を当て、実践的な取組を重点的に推進するための計画として位置付けた「第2期十日町市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間5年、R2～R6年度）においては、産業、子育て、移住定住、観光交流、教育などの各分野の施策を掲げており、この「総合戦略」について外部評価委員からの評価検証を毎年度実施した。 ・総合計画における「まちづくりの目標値」の達成度、総合計画に関する市民アンケート結果、総合戦略の評価検証結果を市ホームページ等で公開した。</p>	できている	<ul style="list-style-type: none"> 第二次総合計画に掲載する53の施策について、内部評価や市民アンケートの結果をその後の市施策や予算編成に反映している。 まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で掲げたKPIに対し、外部委員からの検証結果を広く公表するとともに、各施策担当課において検証結果をもとにKPI達成に向けた改善策に取り組みよう周知している。 	継続推進	不要	引き続き、総合計画及び総合戦略に対する内部評価・外部評価を定期的実施し、評価に基づいた改善により、目標達成に向け効率的かつ効果的な行政運営に努める。
<p>第17条（情報共有） 行政は、保有する情報を市民と共有するよう努めなければならない。 2 情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>◆情報公開制度の運用状況 ・情報公開条例に基づき、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政への参加の促進に努めている。 ・公文書公開制度の運用状況については、ホームページや広報紙で公表している。 ○請求件数：R1 29件、R2 22件、R3 27件、R4 15件</p>	できている	公文書の公開制度の利便性を図るため、ホームページに係書類及び電子申請による請求が可能となっている。	継続推進	不要	引き続き、適正に情報公開を実施し、公正で開かれた市政の推進を図る。
<p>第18条（個人情報の取扱い） 行政は、市民の権利及び利益が不当に侵害されることのないよう、保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>◆個人情報保護制度の運用状況 ・個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の保護に努めている。 ・個人情報保護制度の運用状況については、ホームページや広報紙で公表している。 ○自己情報開示を請求された件数：R1 8件、R2 21件、R3 19件、R4 5件</p>	できている	個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いができています。	継続推進	不要	個人情報保護法の改正に伴い新たに制定された個人情報保護法施行条例に基づき、個人情報の適切な管理に努め、個人の権利利益の保護を図る。
<p>第19条（危機管理） 行政は、市民と連携し、災害その他の緊急事態に備え機動的に対応できる環境の整備に努めなければならない。 2 防災に関し必要な基本的事項は、別に条例で定める。</p>	<p>◆「十日町市国土強靱化地域計画」の策定等 ・国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、H25.12に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を制定し、H26.6には、「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）を策定した。新潟県は、平成28年3月に「新潟県国土強靱化地域計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定し、県全域にわたる強靱な地域づくりの取組を進めており、本市においても、基本法の趣旨を踏まえ、国基本計画と県地域計画との整合・調和を図りながら、災害に強くしなやかな地域作りを進めるため、R2.12に「十日町市国土強靱化地域計画」（R3～R7）を策定した。本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市の国土強靱化に関し、本市の最上位計画である「十日町市総合計画」と整合・調和を図りながら、「十日町市地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の指針とするものである。</p> <p>◆「デジタル同報系防災行政無線」の整備 ・災害時に迅速で正確な緊急情報や避難情報を伝達する「デジタル同報系防災行政無線」の整備をH30からR3にかけて実施し、R3.10に全面運用を開始した。</p>	できている	<ul style="list-style-type: none"> 国土強靱化に関する指針である国土強靱化計画を庁内全体で策定したことで、庁内（職員）の防災意識が高まった。令和8年度の改定に向けて、分野別計画の指針である十日町市総合計画との整合性と図りながら、計画の見直しを実施する必要がある。 同報系防災行政無線の導入や避難所見直しの際は、地域で説明会を実施し、あわせて「十日町市防災ハンドブック」を配布し、周知を図った。 ハザードマップやガイドブック等について、定期的に見直しを行う必要がある。 	継続推進	不要	<ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線では防災情報だけでなく行政情報も配信し積極的に活用している。今後も、引き続き効果的な運用についての検討していく必要がある。 計画の策定及び改定については、毎年開催の自主防災リーダー研修会での説明やホームページでの公表を通じて周知していく。 <p>○参考実績 ・自主防災組織リーダー研修会参加者数 R1：304人、R2：中止、R3：345人、R4：302人 ※R2はコロナ禍の影響により開催見送り</p>
	<p>◆指定避難所の見直し ・耐震化されていない建物や廃校等、電気・水道等が十分でない施設が指定避難所になっていたことから、R1.6から市の指定避難所を変更し、災害対策基本法に則り、屋外避難所を「指定緊急避難場所」に、屋内避難所を「指定避難所」と名称変更を行った。</p> <p>◆「十日町市防災ハンドブック」作成 ・日頃から知っておいていただきたい防災情報とお住まいの地域における災害の恐れがある危険性を知らせていただくとともに、災害発生時に円滑に避難行動をとっていただくことを目的として「十日町市防災ハンドブック」を作成し、R2.6に全戸配布を行った。</p>					

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
<p>第7章 協働</p> <p>第20条（協働の推進） 市民、市議会及び行政は、この条例に定める基本原則に基づき、協働の推進に向け必要な環境づくりに互いに努めるものとする。 2 行政は、協働の推進に当たっては、市民の自発的なまちづくりの活動を促進するため、活動に参加する市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。</p>	<p>◆協働のまちづくり推進 ・中間支援組織に、市民交流センター「分じろう」及び市民活動センター「十じろう」の運営と協働のまちづくり推進を委託。相談窓口の運営や、例年「こどもまつり」「市民活動見本市めっかめっか」「まちなか×GAKUENSAI」等の市民交流イベントの実施により、活発な市民活動を展開した。しかしながら、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症のため、市民交流イベントなどが相次いで中止となり、コロナ前より利用者数が激減したものの、回復傾向にある。 ○施設利用者数の推移（分じろう・十じろう合計） R元年度：58,643人 R2年度：37,254人、 R3年度：39,660人、R4年度：45,116人</p> <p>◆地域自治組織との協働を行う環境づくり ・地域自治推進条例に基づき、市内13の「地域自治組織」との協働を行っている。 ・地域自治組織への財政措置として「地域自治推進事業交付金」の交付や、ふるさと納税による寄附金を原資とした「地域自治組織活動支援交付金」を交付するとともに、市有のコミュニティセンター、地域集会施設、公民館、支所等を地域自治組織の活動拠点として共有した。 ・また、人的支援として、H30年度より国の集落支援員の制度を活用した「地域支援員」を設置している。 ○地域自治推進事業交付金額：72,672,307円（H30年度総額） → 61,732,000円（R4年度総額） ○地域自治組織活動支援交付金：4,134,400円（H30年度総額） → 10,484,350円（R4年度総額） ○地域自治組織専任地域支援員数：6地域6人（吉田・松之山・中条・下条・水沢・十日町）</p>	<p>概ねできている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症等の原因により施設の利用者数が大幅に減少したが、徐々に回復傾向にある。 ・様々なプロジェクトを進める中で、中心市街地と周辺部の関係性を結ぶことが課題となっている。 	<p>継続推進</p>	<p>不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「十日町市市民交流センター（分じろう）・十日町市市民活動センター（十じろう）・十日町市まちなかステージ立体駐車場」の施設管理運営及び協働のまちづくり推進の現指定管理が令和5年度末で期限を迎えるため、新規管理者を指定する（次期指定期間：R6～11年度）。 ・市の複数の関係課及び指定管理者とで定期的に意見交換を行い、更なる施設利用や新規イベント開催、中心市街地と周辺部の発展に向けた取組を実施する。
<p>第8章 まちづくり</p> <p>第8章（第1節 まちづくりの方針）</p> <p>第21条 市民、市議会及び行政は、子や孫に住み継がれるまちを目指し、この章に掲げる特色を生かしたまちづくりに取り組むものとする。</p>	<p>【検証対象外】</p>					

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
第8章(第2節 ふるさとを育むまちづくり)						
第22条 市民、市議会及び行政は、地域の特色を生かした学習や体験を通じてふるさとへの愛着を育み、次代を担う人づくりに努めるものとする。 2 市民、市議会及び行政は、地域固有の歴史と文化を守り、次世代に伝えるまちづくりに努めるものとする。	◆ふるさと教育・体験 ・大地の芸術祭教育活用事業、ふるさと教材の第2次改訂版の編集製本及び活用事業を実施した。 ○住む地域や十日町市を好きと思う児童生徒の割合(R4) 「そう思う」「大体そう思う」の肯定的評価の割合 ・小学3～6年生 96.4% ・中学生 95.3%	できている	地域の特色を生かした学校づくりが展開されており、児童生徒のふるさとに対する肯定的な評価は、高い割合で維持されている。 学校現場の負担軽減のため、イベント型の取組などを削減した。 今後の取組内容(方法)について、その都度、工夫しながら進めていく。	継続推進	不要	現在の教育課題を定期的に確認し、課題に見合った取組内容(方法)を検討する。それに伴い、継続の可否や数値目標の変更など見直しを行う。
	◆まちの産業発見事業(H30本格実施) ・市内への就業意識の醸成、地域内の人材確保を図るため、市内中高生が産業や企業を理解・体験するイベントを実施した。 ・キャリア教育の一環として、学校教育課及び十日町商工会議所と連携して開催している。 ・R4年度からは津南町内の中高生も参加し、2市町で実施している。 ○実績：R4 中学校13校544人、高校6校464人、参加事業所・団体46社	できている	学校側(生徒・教師ともに)から好評を得ており、生徒が市内企業への興味を持ちたり、多様な業種への視野を広げたりと役立っている。	継続推進	不要	参加校独自のキャリア教育と連動し、より生徒にとって有益なイベントになるよう工夫を重ねていく。
	◆十日町市文化財保存活用地域計画の策定【新規】(R4～) ・平成29年度に策定した「十日町市歴史文化基本構想」は、文化財の基本的・総合的なマスタープランである。これを踏まえ、文化財を確実に継承するためのアクションプラン「十日町市文化財保存活用地域計画」の策定に取組み、R6年度の文化庁認定を目指している。 ○参考 ・国県市指定・登録文化財数…令和4年度末 176件 ◆文化財保存調査事業の実施(～R4) ・市内にある国指定重要文化財(建造物)をはじめとする、有形・無形の指定文化財を、修理・維持管理・継承することで、地域固有の文化の保存・継承・活用を図った。 ・文化財の建造物等保存修理、維持管理、指定無形文化財伝承への補助金の支出を行った。 ・埋蔵文化財や古文書など文化財の調査・研究を行った。 ◆新博物館における博物館活動(～R4) ・国宝「笹山遺跡火焔型土器群」、重要有形民俗文化財2件をはじめとする地域の貴重な文化財を収蔵・展示する博物館としてR2年に新博物館を開館した。 ・特別展・企画展の開催や、体験学習などの教育普及事業の実施により、地域の歴史文化の理解を深める機会を創出したほか、地域の歴史資料や民俗資料の収集、調査研究などを行った。 ◆文化観光の推進【新規】(R2～4) ・令和2年に文化観光専門部署を新設した。 ・文化観光推進法に基づき、文化観光の推進を通じて地域経済の活性化を図り、文化財の保存や更なる活用に向けた再投資に繋げるための「地域計画」を策定し、大臣認定を受けた。 ・地域計画に沿って、豪雪地の歴史文化と大地の芸術祭の現代アートを結び付けた各種事業を実施している。	できている	・十日町市文化財保存活用地域計画が認定されると県内では3例目となり、先進的な取組である。 ・十日町市文化財保存活用地域計画を策定するための十日町市歴史文化基本構想は策定済みである。 ・新博物館の建設・開設準備を実施し、予定通りR2年に開館した。新博物館において、展示、教育普及、調査研究事業のほか、体験コンテンツの造成や人材育成などにも取り組んだ。 ・文化財部局だけでなく、観光、企画、産業、農業、建設部門が連携し、文化財を活用した文化観光を推進して、文化財の保存・継承及び更なる活用に向けた整備に繋げる体制ができた。	継続推進	不要	・十日町市歴史文化基本構想を基に十日町市文化財保存活用地域計画を策定する。計画に基づく具体的な取組を地域総がかりで実施し、十日町市に所在する多様な文化財の調査研究・保存・周知・活用を総合的・一体的に進め、文化財を確実に継承し、地域振興につなげていく。 ・地域の歴史文化を次世代に継承するため、博物館活動のさらなる充実を図る。 ・博物館のほか、森の学校「キョロロ」、キナーレ、農舞台、清津峡渓谷トンネルを文化観光拠点施設として、市内の文化財や現代アートなどを有機的に結んだ文化観光を推進し、歴史文化の次世代への継承及び更なる活用に向けた整備につなげる。
第22条 市民、市議会及び行政は、地域の特色を生かした学習や体験を通じてふるさとへの愛着を育み、次代を担う人づくりに努めるものとする。 2 市民、市議会及び行政は、地域固有の歴史と文化を守り、次世代に伝えるまちづくりに努めるものとする。	◆各公民館の講座等 ・各地区公民館において、高齢者を対象とした健康教室、小学生などを対象としたアドベンチャースクール、一般の方を対象とした書道教室、わら細工、焼き物教室などの講座を開催した。 ○参加状況 ・令和元年度 2,144回 38,031人 ・令和2年度 1,508回 17,151人 ・令和3年度 1,783回 19,727人 ・令和4年度 1,813回 20,062人 ◆十日町市美術展(市展)の開催(会場：段十ろう) ・日本画、洋画・版画、現代美術・彫刻、工芸、書道、写真の6部門で作品を募集し、展示した。(令和4年度で54回目) ・会期中にホールイベントを実施することにより、来場者数の増加を図った。 ○参加状況 ・令和元年度 3,388人(来場者数) ・令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ・令和3年度 1,374人(来場者数) ・令和4年度 2,575人(来場者数)	できている	・公民館講座においては、少子高齢化の影響もあり、コロナ前においても講座回数、参加人数とも減少傾向であったが、コロナ禍において中止や縮小を余儀なくされ、令和2年度に大幅に減少した。令和3年度、令和4年度とも少しずつ増加しており、市民ニーズに応じた、魅力ある講座を開設することができた。 ・市美術展においては、会期中に段十ろうのホールイベントを開催することで、来場者数の増加に繋がった。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止、令和3年度も新型コロナウイルスの影響でホールイベントの開催ができず来場者数は減少したが、令和4年度は従来の方法で実施し、前年に比べ大きく増加した。	継続推進	不要	市民アンケート等により、市民ニーズを把握し、魅力ある講座を開設する。出品者、鑑賞者のアンケート結果を踏まえ、会場も含めて今後の開催方法について検討していく。
第8章(第3節 雪とともに生きるまちづくり)						

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1~R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
第23条(雪との共生) 市民、市議会及び行政は、雪との共生と克雪を図り、安心して暮らせるまちづくりに努めるものとする。	<p>◆消雪パイプの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期間の安全かつ円滑な交通確保を図るため、消雪パイプの整備および老朽化した施設の更新を行っている。 <p>○整備状況</p> <p>R1：散送水管更新L= 343.8m 井戸更新N=2箇所 散送水管整備L= 720.5m 井戸整備N=2箇所</p> <p>R2：散送水管更新L=1,264.5m 井戸更新N=5箇所 散送水管整備L= 458.8m 井戸整備N=1箇所</p> <p>R3：散送水管更新L= 735.1m 井戸更新N=3箇所 散送水管整備L= 174.6m ポンプ増強N=1箇所</p> <p>R4：散送水管更新L=1,644.5m 井戸更新N=2箇所</p> <p>◆流雪溝の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期間の安全かつ円滑な交通確保を図るため、流雪溝の整備を行っている。 <p>○整備状況</p> <p>R1：側溝整備L= 609.6m R2：側溝整備L= 471.0m R3：側溝整備L=1,032.0m R4：側溝整備L=1,062.6m</p>	できている	消雪パイプの経過年数や老朽化の状態を管理し、計画的に施設の更新を行うなど適正に維持管理を行った。	継続推進	不要	・消雪パイプや流雪溝等のハード整備については、引き続き適正な維持管理を行っていく。
	<p>◆冬期集落保安要員・冬期集落安全・安心確保対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期間の集落機能の維持向上、住民生活の安心・安全の確保を目的とし、巡視や見守り、除雪作業を行っている。 R3年度～「冬期集落安全・安心確保対策事業」として活動主体に、これまでの保安要員に加えて、克雪コミュニティ及び除雪ボランティアを対象にし、支援を拡充した。 <p>○実績</p> <p>H27～H30：18集落 14名、R4：16集落 9名・4団体</p>	できている	事業の見直しを行い、活動主体の対象を追加したことで、保安要員の配置可能集落が増加した。	継続推進	不要	・建設課の事業である「認定外道路除雪事業」、福祉課の「要援護世帯除排雪援助事業」、「集落安心づくり事業」など、様々な除雪に関する事業を駆使し、高齢化集落の支援を継続する。
	<p>◆克雪すまいづくり支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐雪・落雪・融雪式の克雪住宅化に要する費用の一部を補助した。 <p>○実績 R1～R4：238件</p>	できている	克雪住宅化について、市民ニーズを把握し、支援することができた。	継続推進	不要	本事業の一層の周知を図るとともに、市民ニーズを的確に反映できるよう制度見直しの必要性も視野に入れた中で検討を進める。
	<p>◆集落安心づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域に暮らす高齢者世帯などで、地域自治組織が特に必要と認めた世帯に対し、冬期における雪下ろし、私有地内避難路の確保、日常の見守り等の支援に地域ぐるみで取り組む事業として実施した。(1行政区(実施組織)ごとに、10万円が地域自治組織への交付金に加算される。) <p>○H30年度の対象組織数(行政区数)：82→R4年度：84</p>	できている	令和4年度から実施組織の要件を緩和(※)し、地域における担い手不足の課題に対応した。 ※複数の行政区の住民で組織を構成することや、1つの行政区に複数の組織を設置すること、集落の住民以外でも縁故者や同一地域自治組織内の協力者(個人または事業者)の作業従事を可能とした。	継続推進	不要	令和5年度より、集落内の世帯数が少なく高齢化率が著しく高い集落に対して事業費の加算を行い、支援の充実・強化を図る。
第23条(雪との共生) 市民、市議会及び行政は、雪との共生と克雪を図り、安心して暮らせるまちづくりに努めるものとする。	<p>◆要援護世帯除排雪援助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力で屋根雪の除排雪などが困難な在宅生活をしている高齢者世帯等に対し、除排雪にかかる経費の一部を援助した。 <p>(対象)</p> <p>世帯要件：次のいずれかに該当する世帯</p> <p>①70歳以上の高齢者世帯、②母子世帯、 ③障がい者世帯(世帯員全員が1級～4級)、④その他世帯</p> <p>対象要件：次の要件を全て満たす世帯</p> <p>①自力での除排雪が困難であること ②除排雪を援助する親族(二親等以内の血族又は姻族)がいない世帯であること ③世帯員全員の市民税が非課税であること ④世帯員のいずれもが、他世帯の者の住民税の扶養親族となっていないこと ⑤民生委員の報告により市長が利用世帯と認めた世帯であること</p> <p>(助成額上限)</p> <p>※R3年度に多雪区域とその他区域を設け、多雪区域に対する上限額を引上げ</p> <p>雪処理券：多雪区域40,000円 その他区域35,000円 融雪屋根：多雪区域20,000円 その他区域15,000円</p> <p>○対象件数：</p> <p>雪処理券 R元：302世帯 R2：1,075世帯 R3：1,124世帯 R4：1,084世帯</p> <p>融雪屋根 R元：— R2：348世帯 R3：342世帯 R4：334世帯</p>	できている	・冬期間の在宅生活を継続していく支援策として一定の成果を上げている。 ・少子高齢化の進行により対象者は今後も増加する見込みである。また、昨今の社会・経済情勢から、今後屋根雪下ろしを担う人材不足、除排雪に係る経費の高騰などが見込まれる。	継続推進	不要	真に支援が必要な人が引き続き本事業を利用できるよう、社会・経済情勢を踏まえながら必要な制度見直し等を行う。

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正 詳細	
<p>第24条（雪を生かしたまちづくり） 市民、市議会及び行政は、雪を自然の恵みとして生かすとともに、雪の魅力を発信して観光の振興に努めるものとする。</p>	<p>◆雪及び雪国文化を生かした文化観光の推進【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Snow Rich」をキャッチコピーとして掲げ、雪と闘いながらも、雪を受け入れ、雪を生かし、雪を親しみ、雪に楽しみさえも見出して暮らす雪国の文化を生かした文化観光を推進している。 R2. 6 日本遺産認定「究極の雪国とおかまち ー真説！豪雪地ものがたりー」 R2. 11 文化観光推進法地域計画認定「とおかまち スノーカントリー ミュージアムー雪の中のARTS&CULTUREー」 <p>◆十日町雪まつり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雪を友とし、雪を楽しむ」ことをコンセプトとし、各地区のひろばを含め十日町地域全体で開催している。 <p>○入込客数</p> <p>R1 39,500人 R2・R3 中止 R4 30,000人</p>	<p>できている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年5月に文化観光推進法が制定され、この流れも捉えた中で、日本遺産や文化観光推進法に基づく地域計画の認定により、国の支援制度を活用しながら、雪国文化を生かした文化観光を推進する環境の整備を行うことができた。 ・協議会を立ち上げ、官民一体となって雪国文化を活用した文化観光推進体制のほか、市内の事業者等85箇所において雪国文化を活用した誘客に取り組むための基盤を構築した。 ・雪まつりは、冬の一大イベントとして市民との協働により実施してきた。雪上カーニバルの廃止後、市民が「雪を楽しみ、来訪者と交流する」新たな形のまつりを実施することができた。 	<p>継続推進</p>	<p>不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光推進法に基づく地域計画に沿って、雪国文化と現代アートを有機的に結び、市域全体を巨大ミュージアムと見立てた文化観光を推進していく。 ・雪まつりは、引き続き「市民が楽しみ、人を呼び集める」イベントとして実施していく。
	<p>◆市営スキー場の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営スキー場の割引クーポン付きガイドリーフを作成し周知する等、利用促進に向けた取り組みを実施。 ・アウトドア事業者との連携により、雪上キャンプやそり遊びなどスキー以外のアクティビティの開拓等、新たな利用者の拡大に向け取り組みを進めている。 <p>○市営スキー場入込客数</p> <p>松代ファミリースキー場 R1：2,283人 R2：8,803人 R3：8,608人 R4：8,009人</p> <p>松之山温泉スキー場 R1：8,975人 R2：14,958人 R3：17,227人 R4：20,444人</p> <p>松之山温泉スキー場内、雪上キャンプ利用者（R3～） R3：859人 R4：1,085人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトドア事業者との連携により、雪上キャンプやそり遊びなどスキー以外のアクティビティの積極的な開拓等により、新たなファン層の獲得ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、アウトドア事業者と連携し、多様なアクティビティの開拓等、利用者の増加を図る。 			
<p>第24条（雪を生かしたまちづくり） 市民、市議会及び行政は、雪を自然の恵みとして生かすとともに、雪の魅力を発信して観光の振興に努めるものとする。</p>	<p>◆「大地の芸術祭」の里 冬プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当地域の最大の特徴である冬の暮らしを、多くの方に体感してもらい魅力に感じてもらえるようなコンテンツを展開する。 <p>○入込客数 ※()内は雪花火</p> <p>R1 7,851人 (0人) R2 9,840人 (1,500人) R3 9,651人 (0人) R4 24,209人 (0人)</p> <p>◆豪雪体感インバウンド事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十日町市の最大の特徴でもある「豪雪」を観光資源ととらえ、海外向けにその魅力を発信し、集客を図った。 <p>R1 海外プロモーション、ワンストップ窓口、旅行商品開発支援 R2 オンラインでの海外プロモーション・在日エージェント招聘</p>	<p>・冬プログラムは、キナーレ(越後妻有里山現代美術館 MonET)やまつだい農舞台で実施した企画展において、アーティストの視点による雪や冬を表現したアート展開などで集客することができた。</p> <p>・雪国の保存食を担当できる「雪見御膳ツアー」は好評を博し、地域住民自ら食文化を発信する機会となった。</p> <p>・天候や天候による交通状況によって、夏プログラムに比べて集客は落ちるため、より充実した魅力の伝達(情報発信)が課題となる。</p> <p>・国のインバウンド施策と歩調を合わせながら、豪雪地の魅力を発信することができた。また、インバウンド誘客のベースを作ることができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冬プログラムは、当市の雪国文化の魅力発信の一つのツールとして、文化をより深く感じてもらうコンテンツに深化させ、また、冬季間を通して集客できるような工夫を図っていく。 ・豪雪体感インバウンド事業は、R2年度で終了したが、日本遺産「究極の雪国」の発信等により、引き続きインバウンド誘客の促進を図る。 ・民間観光業関係者の意識醸成およびキャッシュレス決済などを含む環境整備に向上の余地がある。 			

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性	
		評価		取組の方向性	条文の改正 詳細
<p>第25条（雪国文化の継承） 市民、市議会及び行政は、雪国文化を継承し、その保護に努めるものとする。</p>	<p>◆十日町市文化財保存活用地域計画：【再掲】第22条 ・平成29年度に策定した「十日町市歴史文化基本構想」は、文化財の基本的・総括的なマスタープランである。これを踏まえ、文化財を確実に継承するためのアクションプラン「十日町市文化財保存活用地域計画」の策定に取組み、R6年度の文化庁認定を目指している。 ○参考 ・国県市指定・登録文化財数…令和4年度末 176件</p> <p>◆日本遺産を活用した地域活性化事業（～R4） ・雪国文化をストーリーとした地域型日本遺産の認定申請に取組み、令和2年に「究極の雪国とおかまちー真説！豪雪地ものがたりー」が日本遺産に認定された。日本遺産を生かした地域活性化計画に基づき、ガイドの養成、商品開発、情報発信、文化財解説整備などの事業に取組んだ。 ・市民向けポスターや看板の設置、SNSを活用したフォトコンテスト等により市民への周知に取り組んだほか、日本遺産制度や認定ストーリーの理解を深めるためシンポジウムを開催した。 ・シリアル型日本遺産「『なんだ、コレは！』信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化」については、広域6市町で構成する信濃川火焰街道連携協議会として、情報発信、人材育成、商品開発などの事業に取り組んだ。</p>	<p>概ねできている</p>	<p>◆十日町市文化財保存活用地域計画【再掲】第22条 ・十日町市文化財保存活用地域計画が認定されると県内では3例目となり、先進的な取組である。 ・十日町市文化財保存活用地域計画を策定するための十日町市歴史文化基本構想は策定済みである。</p> <p>◆日本遺産を活用した地域活性化事業 ・雪国文化のストーリーが地域型日本遺産に認定された。</p>	<p>継続推進</p>	<p>不要</p> <p>・日本遺産「究極の雪国」のストーリーのコンセプト「スノウリッチ」を軸とした文化観光施策に取組み、文化観光による経済効果を文化資源の保存及び更なる活用に向けた整備につなげる好循環を創出する。 ・今後は二つの日本遺産ストーリーを活用し、雪国文化を軸とした観光による地域経済の活性化を文化財の保存継承及び更なる活用に向けた整備に繋げるため、行政だけでなく、市民による取組も促進する必要がある。 ・SNSやポスター等を通じた広報のほか、市民による日本遺産ストーリーの活用を促進し、市民への「日本遺産」や「スノウリッチ」の周知を図る。 ・日本遺産ストーリーや構成文化財等を活用した観光コンテンツの充実、インフルエンサーによる情報発信等に取り組むほか、旅行代理店等との連携により、観光誘客の強化を図る。</p>
<p>第8章（第4節 やさしさと支え合いを育むまちづくり）</p> <p>第26条（健康福祉） 市民、市議会及び行政は、誰もが生きがいを持ち、健康に暮らせる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>◆各種健（検）診の実施 ・市民の健康増進を図ることを目的に、疾病の早期発見と適正受診のために住民健診、がん検診などを実施した。併せて検診事後保健指導等によりフォローを実施した。 【R4年度受診者数】 ○健康診査（住民健診）（受診2,018人） ※学校、職場等で受診機会のない方 ○特定健康診査（受診3,059人） ○肺がん検診（受診6,047人、対象35,192人、受診率17.2%） ○肺がん検診細胞診検査（受診73人、対象960人、受診率7.6%） ○胃がん検診（受診3,237人、対象35,192人、受診率9.2%） ○大腸がん検診（受診6,178人、対象35,192人、受診率17.6%） ○子宮頸がん検診（受診1,686人、対象21,557人、受診率17.1%※） ○乳がん検診（受診1,975人、対象18,448人、受診率23.2%※） ・骨密度検診（受診595人、対象12,850人、受診率9.9%※） ※2年に一回の検診のため受診率は前年度受診分を含みます。 ・前立腺がん検診（受診1,402人、対象13,726人、受診率10.2%） ・B型C型肝炎ウイルス検診（受診125人） ・ピロリ菌抗体検査（受診249人、対象3,655人、受診率6.8%） ・心電図検査（受診1,346人）※希望者受診 ・眼底検査（受診1,292人）※希望者受診 ○=国が推奨する主要な健（検）診 ※（参考）R3年度がん検診受診率県内順位（20市中） 胃…3位 大腸…2位 肺…10位 乳…3位 子宮…6位 前立腺…8位 ※R4年度の順位は未公表</p>	<p>できている</p>	<p>・各種取組を実施できているが、引き続き、市民が心身ともに健康でいられるよう、市民にとってより利用しやすい体制づくりを行っていく必要がある。 ・各種がん検診など国が推奨する検診については、県内でも高めの受診率となっている。</p>	<p>継続推進</p>	<p>不要</p> <p>・休日（土曜日）の健診実施や、がん検診の入り口年齢（20歳、40歳）の徴収金無料化、住民健診と胃がん大腸がん検診の同日実施、働き世代の特定健診未受診者へのはがきによる受診勧奨など受診しやすい体制づくりを行い、市民の健康増進のため受診率向上を図る。</p> <p>・他の世代に比べて運動習慣が少ない傾向にある40～60代（特に男性）から運動習慣を身につけてもらうことで、将来的に介護予防や医療削減につなげるため事業の推進を図る。</p> <p>・関係機関と連携を図り、心の健康づくりに関する業務啓発や相談支援体制の充実、ゲートキーパーの育成など地域の精神保健福祉の充実促進を図る。また、十日町市自殺対策庁内推進会議を設置し自殺対策の推進を図る。自殺の多い年代（高齢者、40～50代の働き盛り世代）を重点施策として取り組んでいく。 また、子どもや若年層への自殺予防対策について、引き続き、学校教育課等の関係課や学校、保健所等の関係機関と連携し、多方面から心の健康を支える体制づくりに取り組む。</p>

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
第26条（健康福祉） 市民、市議会及び行政は、誰もが生きがいを持ち、健康に暮らせる環境の整備に努めるものとする。	<p>◆健康教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防のために、食生活の改善は重要であり、住民健診会場での食生活改善コーナーの設置や生活習慣病予防教室など健康教育を実施し、バランス食や減塩の取組による普及啓発を図っている。 <p>◆とおかまち健康ポイント事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き盛り世代の市民を対象に、健康寿命を延ばすため健康づくりの意識向上と運動習慣の定着化を図ることを目的に、平成30年度より「とおかまち健康ポイント事業」を実施した。※R2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模縮小して実施。 令和1年度 参加者数200名 令和2年度 参加者数 83名 令和3年度 参加者数 65名 令和4年度 参加者数 45名 	できている		継続推進	不要	
	<p>◆地域精神保健促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 十日町市自殺対策推進計画（H30策定、期間H31～R7）を策定し、計画に基づいた取り組みを行った。 自殺予防対策連絡会の開催、高齢者うつスクリーニング調査の実施及び訪問、専門相談としてのこころの健康相談、職域や地域への啓発事業、ゲートキーパー研修、相談支援事業従事者等研修会などの地域自殺対策事業を実施した。 人間関係や家庭問題などで悩んでいる人、不眠や気分の落ち込みのある人などの相談に毎月無料で対応した。 子どもや若年層への対応としては、十日町市自殺予防対策連絡会において各関係機関での取り組みについて情報共有し、学校を通じたリーフレット配布等により心の健康に関する啓発活動を行った。 ○医師、臨床心理士によるこころの相談会 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 精神科医師（相談数22人）、臨床心理士（相談数15人） ※令和2年度から精神科医による相談会を3回へ変更。 令和2年度 精神科医師（相談数6人）、臨床心理士（相談数13人） 令和3年度 精神科医師（相談数5人）、臨床心理士（相談数17人） 令和4年度 精神科医師（相談数7人）、臨床心理士（相談数19人） 	できている		継続推進	不要	
	<p>◆障がい者に対する相談支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の4つの相談支援事業所で、市内の障がいのある方の相談に対応している。（相談支援事業所） <ul style="list-style-type: none"> 障がい者地域生活支援センターあおぞら 障がい者地域生活支援センターエンゼル妻有 十日町市障がい者基幹相談支援センター 十日町市発達支援センター（18歳までの障がい児のみ対応） ○福祉サービスを受給する際に、相談支援事業所を利用している障がい者の数 R1 581人、R2 591人、R3 641人、R4 618人 <p>◆生活困窮者に対する支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度からスタートした生活困窮者自立支援事業において、相談業務を社会福祉協議会に委託し相談支援業務を実施している。（生活困窮者自立支援事業） 働きたくても働けない、経済的困窮など、生活に困っている方に対し相談窓口を設け、一人ひとりの状況に合わせた支援を行うことによって、問題の深刻化する前に自立の促進を図る。 ○新規相談件数 R1 100件、R2 203件、R3 166件、R4 141件 ○年間延件数 R1 282件、R2 316件、R3 326件、R4 253件 	概ねできている	<ul style="list-style-type: none"> 相談ニーズは年々増加及び多様化しており、処遇困難なケースが増えているため、相談支援体制の更なる充実が求められている。 また、生活困窮者等の相談支援についても、適応障害等が原因で若年期からひきこもり、就労経験の無い人への対応など困難ケースが増えていることから、他職種とも連携した支援体制の充実を図ることが求められている。 	継続推進	不要	<ul style="list-style-type: none"> 医療福祉総合センター内に設置される基幹相談支援センター、生活困窮者支援窓口を中心に、処遇困難ケースの対応も円滑に進められるような総合相談支援体制を確立していく。 引き続き、生活困窮者やひきこもり状態にある人に対し、関係機関や各団体と連携し、支援の充実を図る。
	<p>◆十日町市ひきこもりサポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関や市内活動団体と連携し、ひきこもり支援事業を実施。 相談窓口や支援機関の情報発信、社会参加へのネットワークづくり支援、ひきこもり状態にある人の居場所づくり、当事者やその家族に向けた講習会の開催等、多方面からひきこもり支援の基盤を構築している。 					

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性	
		評価		取組の方向性	条文の改正 詳細
第26条（健康福祉） 市民、市議会及び行政は、誰もが生きがいを持ち、健康に暮らせる環境の整備に努めるものとする。	<p>◆（１）地域医療の充実に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟県の人口10万人当たりの医師数（204.3人 ※R2.12.31時点、医療施設の従事者）は全国の平均値（256.6人）を大きく下回り下位に位置する中、さらに当市（110.4人）においては県内平均値を下回っている状況となっている。市民が安心して医療を受けられるよう、医師確保及び医療体制の充実に向けた取組として、以下の事業を実施した。 ○実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 医療施設整備事業 : 補助対象8件（R1～R4） 医師研究資金貸与事業 : 貸与48人（R1～R4） 医師派遣大学寄附事業 : 新潟大学（第1期R1.10～R4.9、第2期R4.10～R7.9） 医学生研修受入促進事業 : 対象204人（R1～R4） 医師養成修学資金貸与事業 : H30年度十日町病院勤務1名 地元出身医師の招聘 : 市内医療機関等への勤務3名 ・地域医療の充実に関しては医師のみならず、医療に従事する専門職の関わりが欠かせないことから、看護師等の確保に向けた取組として、以下の事業を実施した。 ○実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 看護・介護職員就業支度金支給支援事業 : 補助対象29人（うち看護職員7人）（R1～R4） 看護師・理学療法士等修学資金貸与事業 : 新規貸与対象25人（うち市内就業者6人） 新潟県立看護専門学校開校（R2.4～） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・医療依存度の高い要介護者が増える中、医療と介護の連携を強化する必要があり、両分野の専門職間のつながりを深めるための取組として、以下の事業を実施した。 ○実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 医療福祉総合センターの整備 十日町市訪問看護ステーション開設（R3） 在宅医療・介護連携推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 医療・介護関係者の研修 R4 : 6回・629人・オンライン357か所 市民人生会議啓発事業 R4 : 講演会・1回・242人・オンライン26か所、ライフノートデザインセミナー4回・39人 介護予防型地域ケア会議の開催 R4 : 10回 	できている	（１）各種事業において、医師及び看護師の確保や施設の整備、関係機関連携等において一定の成果が得られている。	継続推進	不要 （１）新たな財源確保と市出身医師等への積極的な働きかけを継続しながら、新潟大学寄附講座において、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「出向くケアと医療」の仕組みづくりをしていく。 また、各事業が継続できるよう必要な財源の確保に努める。
	<p>◆（２）市民参画による高齢者の地域生活を支える取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で健康で自分らしい生活を継続してもらえよう、高齢者の自立に向けた取組として、以下の事業を実施した。 ○実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・生きがい対応型デイサービス事業 R4（延利用者数）：171人 ・地域内の多様な主体による助け合い・支え合いの裾野を広げ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組として、以下の事業を実施した。 ○実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者安心サービス事業 R4（サービス提供回数）：2,046回 ・ボランティア育成事業 R4 : 137人 ・訪問型サービスB事業 R4（実施回数）：3,962回 ・認知症サポーター等養成事業 R4（実施回数・参加者数）：10回・236人 ・生活支援体制整備事業 R4 : 地域支え合い推進員委嘱数4人 ・生活・介護支援サポーター養成講座 R4（実施回数・参加者数）：担い手養成コース1回・3人、フォローアップコース2回・24人 ・高齢化が進展する一方で、介護資源が限られている現状を踏まえ、高齢者が元気で活動的な生活が継続できるよう介護予防を推進する取組として、以下の事業を実施した。 ○実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室 R4（実施回数・参加者数）：574回・4,727人 ・介護予防運動教室 R4（実施回数・参加者数）：7教室・1,134人 ・認知症予防教室 R4（実施回数・参加者数）：221回・1,210人 ・脳いきいき講座 R4（実施回数・参加者数）：2コース・123人 	できている	（２）新型コロナウイルスの影響によりサービスの利用控えや介護予防教室などの参加自粛等の影響があったが、事業は継続実施できている。	継続推進	不要 （２）高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。 地域包括ケアシステムを推進のための様々な事業について、医療・介護の専門職と共有する。（多職種連携） また、地域の自主性や主体性に基づいた住民主体型サービスを拡充するなど社会的孤立の解消や自立生活の助長に向け、市民及び地域からの参画者と利用者の増加を図っていく。

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1~R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
第26条（健康福祉） 市民、市議会及び行政は、誰もが生きがいを持ち、健康に暮らせる環境の整備に努めるものとする。	◆（3）介護保険事業計画における取組 1. 重度要介護者の増加を見据え、施設入所待機者数の緩和に向けた取組として、以下の事業を実施した。 ○実施状況 ・施設整備数 特別養護老人ホーム R2：2カ所（うち1カ所は短期入所からの転換） ・定員数 R1：557人 → R4：667人 2. 在宅医療・介護を充実させるため、出向くケアと医療の仕組みづくりが必要であることから、以下の事業を実施した。 ○実施状況 ・施設整備数 訪問看護 R3：1カ所 3. 住み慣れた地域で安心した暮らしを実現するうえでは、サービス利用者を市町村の被保険者に限定した地域密着型サービスの充実が必要なことから、以下の事業を実施した。 ○実施状況 ・施設整備数 小規模多機能型居宅介護 R2：1カ所（定員58人/月） 地域密着型通所介護 R4：1カ所（定員10人/日）	できている	（3）各事業は、計画通り進捗している。	継続推進	不要	（3）第7期事業計画の動向・実績を分析しながら、第8期介護保険事業計画の策定に向けた市民ニーズの的確な把握をしていく必要がある。 地域の通いの場の立ち上げや継続支援を重点的に行ってきたが、高齢化が進む中で立ち上げが困難な地域もある。 第9期介護保険事業計画の策定に向け、市民ニーズや介護事業所を運営する法人等の意見の把握、及び中長期的な当市の人口動態を勘案した上で、本市において必要とする介護サービス基盤を計画的に確保していく。
	◆男女共同参画の推進 第3次十日町市男女共同参画基本計画（期間：H30~R4）に基づき、「一人ひとりが自分らしく生きる元気なまち」を目標に、各種施策に取り組んだ。 基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり ・男女共同参画やDV等の根絶、リプロダクティブ・ヘルス/ライツや性の多様性に関する意識醸成、啓発活動など 基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり ・女性の参画推進、男女がともに働きやすい職場環境づくりの推進など 基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択できる社会づくり ・地域活動、防災、家事育児介護等における男女共同参画の推進など	概ねできている	情報発信や啓発活動は計画に沿って実施できているが、審議会等への女性登用や地域役員など男女バランスに偏りのある分野もあるため、引き続き、各種取り組みが必要である。	継続推進	不要	第4次計画（R5~R9）では、第3次計画までの取り組みや社会の変化を踏まえ、職業における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進、DV等の暴力根絶に関する施策のほか、性的マイノリティに関する差別防止や困難の解消等について記載しており、今後も引き続き、性別に関わらず誰もが活躍できる社会づくりに取り組む。
第27条（子育て支援） 市民、市議会及び行政は、次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、地域の特色を生かした子育て環境の整備に努めるものとする。	◆子育て環境整備の実施状況 ・保育園の認定こども園への移行（期間中に5園）、私立保育園等建設・大規模改修等の支援（期間中に5園）など、教育・保育を提供するための事業を実施した。 ・子育て世代から要望の強かった児童センター屋内外施設が完成し（令和2・3年）、子どもの遊び場づくりを推進した。 ・子ども医療費のうち就学前児童の通院時の一部負担金を無償化（R2年9月）した。 ・第3子以降の保育料を無償化（R3年4月）した。 ◆子育て支援 ・母子の健康保持や子育てに関する精神的、経済的な負担軽減を目的に、妊産婦医療費助成事業、不妊治療助成事業、産婦健康診査事業等を実施している。令和4年度から産後ケア事業は自己負担額を軽減するとともに、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業を開始し、経済的・精神的支援の強化を図った。 ・子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない相談体制の充実を図っている。 ・また、ハローババママ学級では、沐浴等体験実習や両親の個別相談を実施している。 ○参加者数 令和元年度：72人（妊婦34人、家族38人） 令和2年度：122人（妊婦62人、家族60人） 令和3年度：43人（妊婦21人、家族22人） 令和4年度：60人（妊婦31人、家族29人） ・児童虐待防止のため、関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会を開催し、連携を強化しながら虐待の発生と重症化予防に努めている。	できている	・子育て家庭への直接的な支援のほか、子育て関係事業者に対する支援も併せて行うことで、子育て環境全体の充実に図ることができた。 ・引き続き、子どもの子育て家庭の精神的・経済的負担の軽減に向けた取り組みを進める必要がある。	継続推進	不要	・子育て当事者の視点、こどもの視点を把握のうえ、令和7年度から5年間を計画期間とする「子ども・子育て応援プラン」を策定し、引き続き、計画的な子育て環境の整備に努める。 ・相談窓口の周知や産科医療機関など関係機関と連携により、妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援体制の更なる推進を図る。 ・継続して児童虐待防止に努めていく。

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
<p>第27条（子育て支援） 市民、市議会及び行政は、次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、地域の特色を生かした子育て環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>◆不登校・いじめに対する取組 ・WEBQU（児童生徒に対する心理アンケートツール）を活用した学級づくりを推進し、児童生徒の安全で安心な学校づくりや学級づくりを支援した。 ・教員への不登校対策研修会やいじめ対応研修会を実施（各年1～2回）するとともに、市や県の不登校対応マニュアルの積極的な活用を各校に促し、学校の組織力や対応力の向上を図った。 ・不登校対応嘱託指導主事による学校訪問指導により、校内での支援体制の改善を図った。 ・教育相談センターを中心とした相談支援業務（来所・電話・訪問）を充実させるとともに、併設の市適応指導教室「にこやかルーム」に通所する児童生徒や保護者への直接支援を行った。 ・臨床心理士や相談員、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図った。 ・市いじめ問題対策連絡協議会を開催し（年1回）、関係機関との連携を図った。 ・いじめの積極的な認知による「いじめ見逃しゼロ」を推進するとともに、認知したいじめの市教委への迅速で正確な報告体制を構築し、早期からの学校支援を行った。</p>	概ねできている	<ul style="list-style-type: none"> 教職員や多職種の専門家等が連携・協働して教育活動を展開する「チーム学校」を支えるため、環境整備や相談体制の充実、ネットワークづくりを進めることができた。 全国的にも不登校児童生徒が増加している中、全ての児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導等を受けることのできる支援体制を進めていく必要がある。 児童生徒の心の小さなSOSを見逃さない取組とともに、いじめが重大事態に至る前に適切な対応ができる支援体制を進めていく必要がある。 	継続推進	不要	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、これまでの取組を着実に進めていく。 WEBQUの対象をこれまでの小3～中3から全学年（小1～中3）に拡大し、より一層「チーム学校」として居心地のよい学級づくり、学校づくりを支援していく。 支援を必要とする人に適切に情報が届くよう、「不登校相談パンフレット（保護者用）」を作成し、教育相談センター事業等の周知に努める。
<p>第8章（第5節 豊かさや活力あるまちづくり） 第28条（産業振興及び定住促進） 市民、市議会及び行政は、地域の特性を生かした産業振興を図り、働く場の確保及び定住の促進に努めるものとする。</p>	<p>◆認定農業者の確保 ・基幹産業の1つである農業の担い手として意欲ある農業者を認定農業者に認定し、担い手の確保・育成を行っている。 ○認定農業者数（H30：519人） R1：504人、R2：490人、R3：480人、R4：475人</p> <p>◆中山間地域振興対策事業 ※R4は中山間地域担い手組織支援事業 ・中山間地域の農業の維持継続を図るため、農業団体の機械施設の整備を支援した。 ○実績： R1 4団体 事業費 21,295千円 補助額 3,769千円 R2 3団体 事業費 8,300千円 補助額 3,234千円 R3 2団体 事業費 6,138千円 補助額 1,500千円 R4 2団体 事業費 7,517千円 補助額 1,792千円</p>	概ねできている	<ul style="list-style-type: none"> 法人、個人を合わせた認定農業者数は年々減少している。毎年10名程度の新規認定者を確保しているが、それ以上に高齢による5年後の再認定を辞退する方が多く、個人の認定農業者は減少傾向にある。一方で、個人の認定農業者が集まるなど、集落営農組織から法人へ移行しており、法人の認定農業者は増加している。（R1:47法人→R4:51法人） 	継続推進	不要	<ul style="list-style-type: none"> R5から市単の担い手への農業機械導入支援（園芸作物以外）を「担い手経営発展支援事業」に一本化し、認定農業者、農業法人や集落営農組織、認定新規就農者を対象に支援を継続し、他の支援制度の周知を図りつつ、関係機関と連携して認定農業者の確保・育成に努めていく。 また、担い手の法人化を推進し、より補助率の高い国県事業の活用を促し、農業経営力の強化を図っていく。
	<p>◆冬期アグリビジネスチャレンジ事業 ・農業者の冬期の所得や雇用の確保を目的とした取組に必要な機械施設の整備を支援した。 ○実績： R1 ハード部門 1件 補助額 605千円 R2 なし （R2年度で事業終了）</p>	概ねできている	<ul style="list-style-type: none"> 冬期間の取組に限定していることから申請件数が伸び悩み、R2年度で事業廃止した。 冬期アグリビジネスチャレンジ事業は、R3年度から6次産業等支援事業に一本化し、ソフト事業のみ継続。 	削除	不要	—
	<p>◆複合営農促進事業 ・認定農業者や生産組織等が対象作物を新規又は作付拡大した場合、必要な機械の整備に要する費用などを助成した。 ○実績： R1 1件 補助金 56,666円 R2 19件 補助金 1,099,703円 R3 22件 補助金 4,183,937円 R4 33件 補助金 4,889,000円</p>	できている	<ul style="list-style-type: none"> 複合営農促進事業は、生産者から補助事業を有効に活用されている。 	継続推進	不要	<ul style="list-style-type: none"> 複合営農促進事業は、新潟県が進める園芸振興の産地づくりの取り組みと連携しながら事業展開していく。
	<p>◆水田利活用自給力向上事業 ・需要に応じた米生産のため、酒米生産助成などを行った。 ○実績： R1 49件 5,108a 補助金 6,008,000円 R2 45件 4,197a 補助金 4,913,500円 R3 36件 3,618a 補助金 2,525,400円 （R3で事業終了）</p>	できている	<ul style="list-style-type: none"> 水田利活用自給力向上事業は、平成28年度の事業開始後、順調に面積拡大され、酒造業者の需要に対応した生産を進めることができた。（R3で事業終了） 	削除	不要	—

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
第28条（産業振興及び定住促進） 市民、市議会及び行政は、地域の特性を生かした産業振興を図り、働く場の確保及び定住の促進に努めるものとする。	<p>◆頑張る企業競争力アップ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所の収益増大・経済基盤安定化を図るためにコーディネーターを設置し、取引拡大・経営課題解決・補助金申請等の支援を実施した。 <p>○実績：R1～R4 企業訪問・経営支援計延べ7社・10回 補助金申請支援計延べ26社・46回 講演会1回</p> <p>◆未来を拓く創業応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援事業計画に基づき、創業相談・セミナー・ビジネスプラン審査会等により新規創業支援を実施した。 <p>○実績：R1～R4 創業相談 延べ100人・249回、 セミナー 延べ17回・152人 市の支援を受けて創業した件数 58件</p> <p>◆企業設置奨励事業・企業投資促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の増加を伴う工場新增設や設備投資に対し、課税免除・補助金交付等の支援を行った。 <p>○実績：R1～R4 新規指定件数6件 延べ支援企業数29社</p>	できている	様々な分野において支援メニューを用意し、幅広い支援を行うことができた。	継続推進	不要	引き続き、事業所や新規創業希望者の要望を的確に把握し、ニーズに応じた支援を行っていく。
	<p>◆人材確保支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者が市内で実施するインターンシップ又は就職試験に参加する市外在住者に対して、交通費や宿泊費の一部を補助した。 <p>○実績： R1:10人 149千円 R2:9人 90千円 R3:- R4:-</p> <p>◆まちの産業発見事業：【再掲】第22条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内への就業意識の醸成、地域内の人材確保を図るため、市内中高生が産業や企業を理解・体験するイベントを実施した。 ・キャリア教育の一環として、学校教育課及び十日町商工会議所と連携して開催している。 ・R4年度からは津南町内の中高生も参加し、2市町で実施している。 <p>○実績：R4 中学校13校544人、高校6校464人、参加事業所・団体46社</p>	できている	<p>◆人材確保支援事業</p> <p>コロナ禍で人流が止まり、事業の実施が滞ったが、R5年度以降は動いてくるものと思われる。</p> <p>◆まちの産業発見事業：【再掲】第22条</p> <p>学校側（生徒・教師ともに）から好評を得ており、生徒が市内企業への興味を持ったり、多様な業種への視野を広げたりと役立っている。</p>	継続推進	不要	<p>◆人材確保支援事業</p> <p>引き続き、ニーズに応じた支援を行っていく。</p> <p>◆まちの産業発見事業：【再掲】第22条</p> <p>参加校独自のキャリア教育と連動し、より生徒にとって有益なイベントになるよう工夫を重ねていく。</p>
	<p>◆わか者求人情報発信支援事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者等の人材確保と定住者の増加を図るため、事業者等が求人に関する情報を発信するために必要な費用や、合同説明会に参加するための費用の一部を支援した。 <p>○実績 R1:4社 200千円 R2:2社 100千円 R3:1社 50千円 R4:-</p> <p>◆地域商社機能構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内道の駅の地域商社化を図り、営業マンのいない農家や6次産業化に取り組む事業者などの農畜産物やその加工食品の販路開拓支援を行うことで、生産者の所得向上を図った。 <p>○販売実績（R1～R4） R1 109,061千円 R2 96,788千円 R3 64,539千円 R4 83,900千円</p>	概ねできている	コロナ禍で人流が止まり、事業の実施が滞ったが生産者の所得向上に向けて一定の成果が得られた。	継続推進	不要	引き続き、ニーズに応じた支援を行っていく。

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
<p>第29条（観光交流） 市民、市議会及び行政は、まつり、イベント等の振興を図り、交流人口の増加に努めるものとする。</p> <p>2 市民、市議会及び行政は、多様な交流を推進し、前項の取組と合わせて広く地域の魅力を情報発信するよう努めるものとする。</p>	<p>◆大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人間は自然に内包される」をコンセプトに、越後妻有地域（新潟県十日町市・津南町）を舞台に現代アートを通じて地域を活性化させる世界最大級の野外国際芸術祭を、3年に1度開催している。 ・作品は、住民・アーティスト・こへび隊（大地の芸術祭サポーター）が協働で制作し、里山・集落内・住宅地など、広域に展開している。 ・第8回展開催（R3年開催予定が延期となりR4年開催）にあたり、全域で地域の現状を確認したうえで芸術祭への参画意向を把握。作品づくりから本会期中の作品受付まで、地域住民との協働により来訪者との交流を深める動きを展開した。 ・第8回展本祭は、コロナ対策もあり初めて長期間での開催とした。 <p>○入込客数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30 第7回大地の芸術祭開催 548,380人（経済効果65億2,800万円） ・R4 第8回大地の芸術祭開催 574,138人（経済効果82億6,100万円） <p>◆越後田舎体験推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部や新潟県内の小中高等学校教育旅行の受け入れを中心とした異世代交流を行い、交流人口の増加による地域活性化を図っている。（上越市・十日町市・民間施設等との連携事業） ・参加者は農家への民泊や農作業などを通じて、農村生活を体験できる。 <p>○受け入れ実績</p> <ul style="list-style-type: none"> R1 2,375人／26団体 R2 629人／7団体 R3 1,748人／23団体 R4 1,838人／24団体 	<p>できている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大地の芸術祭は、長期開催により、これまでの短期間開催による来訪者のオーバーフローを緩和し、夏以外での好影響を生み出すことができた。 ・芸術祭をきっかけに移住した方や地域おこし協力隊を終え定住した方が中心となり、大地の芸術祭による地域活性化に取り組む集落が現れてきた。 ・しかしながら、全体的な関係者の高齢化による作品維持やイベント等への参画が困難になってきていることについては、継続的な懸念事項であることから、引き続き地域づくりの世代交代に注力して展開していく必要がある。 <p>・越後田舎体験推進事業では、若年層との継続的な交流の基礎ができたとともに、農家（特に高齢者）の地域づくりへの参画が図れた。</p>	<p>継続推進</p>	<p>不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久作品においては、関わっている集落の状況や年数経過による維持管理費の増大などを鑑みて、撤去を含む整理を着実に進めていく。 ・引き続き「アートを通じた地域活性化」を念頭に置いて、世代交代も含めた地域のキーパーソンによる主体性の確保を意識したアプローチを進めていく。 ・越後田舎体験推進事業では、世代交代も含めた新規受け入れ先の拡大とともに、多様化する客層へも対応できる体制づくりを行い、受入を拡大していく。 ・受け入れ地域の高齢化により民泊等の担い手が減少していることから、人材の確保や民間事業者の参画を進めていく必要がある。
	<p>◆友好都市との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政や地域住民が主体で、東京都世田谷区・日野市、埼玉県和光市・新座市、岡山県総社市、沖縄県久米島町、全国川西会議（兵庫県川西市、奈良県川西町、山形県川西町）といった友好都市との交流（イベントや児童交流など）を進めている。 <p>◆郷人会との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京十日町会、東京松代会、東京松之山会との交流を行い、十日町市出身者との繋がりを維持している。各会の総会などにも職員や住民が積極的に参加している。 	<p>概ねできている</p>	<p>コロナ禍による影響で交流中止もあったが、それ以外の期間は、交流することができた。今後も継続して都市や他地域との交流を行っていく必要がある。</p> <p>【中里地域と沖縄県久米島町との交流】 新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大に伴い、沖縄県久米島町との児童交流は中止、又は制限を余儀なくされたが、対面での行き来からリモート通信による交流に切り替える等の工夫を講じた。 また、児童数の減少や学校の統廃合が進み、両市町の学校・児童を取り巻く環境に不均衡が生じていることから、従来の交流手法を見直し、現在の社会情勢に適った多様な交流方法を見出すことが求められている。</p> <p>【中条地域と岡山県総社市との交流】 ・令和元年度に市（実行委員会）を介しての交流が終了。以降は地域団体が主体となっており、市はサポート。 ・令和2年度から地域団体が引き継いでの交流を行う形になったが、新型コロナウイルス感染症の発生により実地交流ができていない。中条小学校ではオンラインでの交流を実施。</p> <p>【下条地域と日野市との交流】 コロナ禍により令和元年度から交流事業の中止が続いている。今後も継続して都市や他地域との交流を行っていく必要があるが、担い手となる地域団体の高齢化が課題となっている。</p>	<p>継続推進</p>	<p>不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各都市や十日町市出身者との交流をいっつ、その様子を情報発信していく。また、従来の方法にこだわらず、リモート通信等を活用した児童交流を推進する。 ・地域が主体となって実施する事業についても、引き続き必要なサポートを行う。

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正 詳細	
第30条（芸術文化及びスポーツの振興） 市民、市議会及び行政は、芸術文化及びスポーツの振興を図り、心身の豊かさを育むとともに、まちの活性化に生かすよう努めるものとする。	<p>◆越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」 ・中心市街地活性化のための「交流」や「新たな賑わいの創出」の拠点施設である「段十ろう」において、市民の芸術・文化に対する関心の高揚、この地域の芸術・文化の振興を目的として、様々な公演事業を開催している。</p> <p>○主催・共催事業 ・令和元年度 鼓童in十日町ハートビートコンサート 他5公演 2,700人 ・令和2年度 吉永小百合・村治佳織チャリティ朗読コンサート 他1公演 762人 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止・延期となった公演 5公演 ・令和3年度 高嶋ちさ子 with Super Cellists 他4公演 1,980人 ・令和4年度 劇団四季ファミリーミュージカル「人間になりたがった猫」 他6公演 3,989人</p> <p>○令和4年度段十ろう利用件数、利用者数 ※（ ）内は前年度の数値 ・越後妻有文化ホール : 193件 (115件) 25,474人 (12,370人) ・中央公民館 : 2,201件 (1,760件) 26,729人 (18,527人)</p> <p>◆新潟県美術展覧会十日町巡回展の開催（会場：なかさとアリーナ） ○参加状況 3,349人</p>	できている	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は新型コロナの影響でほとんどの公演が中止・延期となったが、令和3年度は感染症対策を実施したうえで公演を実施し、多くの方から来場いただいた。 ・市民ニーズを把握し、予算の範囲内でより多くの方から来場いただける公演を実施するため、様々な制度の活用を検討する必要がある。 	継続推進	不要	<p>市民アンケート等でニーズの把握を行い、魅力ある公演などの開催に努める。自治総合センターや県との共催事業などを活用し、市民から喜ばれる公演を安価で開催できるよう工夫する。</p>
	<p>◆十日町市スポーツ推進計画（計画期間：平成29年度～令和8年度） ・市のスポーツ振興を計画的に推進するため、生涯スポーツの推進、競技スポーツの向上、スポーツを通じた地域の活性化、スポーツ施設及び環境の整備について各方針を定めている。</p> <p>・計画に基づき、進捗を検証しながら各種事業を実施している。</p> <p>◆東京2020オリンピック事前合宿等誘致 ・令和元年度、全日本女子レスリングチームの合宿や、東京2020オリンピックテストイベント参加のためクロアチア共和国選手団（柔道、空手、テコンドー）の事前キャンプなど、オリンピック級の選手団によるキャンプが行われた。 ・令和3年度、1年延期された東京2020オリンピックに参加するクロアチア共和国選手団（柔道、空手、テコンドー）の事前キャンプが行われた。</p> <p>◆クロアチア共和国との文化交流 ・令和3年度：西井葉子ピアノコンサートを開催 ・令和4年度：プシナ・プラス・クインテットと中高生によるスペシャルコンサートを開催、クロアチア・ホームタウン・クラブの設立</p> <p>◆東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み【新規】 ・令和元年度、クロアチア共和国選手団（柔道、空手、テコンドー）の各団体との市民交流（学校訪問や交流会など）が行われた。 ・令和3年度、新型コロナウイルス感染予防のための制約がある中、クロアチア共和国選手団（柔道、空手、テコンドー）の各団体との市民交流（オンライン交流や公開練習など）が行われた。また、聖火リレーでは多くの市民の方が沿道等で観覧（パラリンピック採火式は関係者のみ参加）し、オリンピック・パラリンピック開催に向け、市民の機運を醸成した。</p> <p>◆全日本級の大会や合宿誘致 各種スポーツ大会や合宿の誘致を行った。 ・R元年度：全日本女子レスリングチームの合宿、クロアチア共和国選手団（柔道、空手、テコンドー）の事前キャンプなど14件 ・R2年度：全日本スキー選手権大会クロスカントリー競技、女子サッカーなでしこリーグ公式戦など4件 ・R3年度：クロアチア共和国選手団（柔道、空手、テコンドー）の事前キャンプ、新潟アルビレックスBBプレシーズンゲームなど10件 ・R4年度：全日本スキー選手権大会クロスカントリー競技、新潟アルビレックスBBプレシーズンゲームなど10件</p> <p>◆体育施設の整備 ・令和3年度：十日町市陸上競技場の改修 ・令和4年度：十日町市武道館耐震補強及び改修</p>	できている	<ul style="list-style-type: none"> ・東京2020オリンピックに向けた取り組みや、各種大会・合宿の誘致を行うことが出来た。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各種大会やスポーツ合宿の開催が一時自粛されていた。この間に合宿の受け入れを止める宿泊施設や、会場を変更する団体が現れ、新型コロナ流行前とは異なるアフターコロナに対応した誘致及び対応を行った。 ・クロアチア共和国とのスポーツ、文化交流が進んだ。クロアチア・ホームタウン・クラブの設立で、民間交流を進める。 	継続推進	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に誇れる施設の活用を図り、毎年コンスタントに開催している全国レベル及びプロの大会、合宿等に加え、関係団体と連携を強化し積極的に各種大会やスポーツ合宿の誘致を行う。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での「共生社会の実現」に向けた取組みが当市においてもレガシーとして広がりを見せており、NPO法人ネージュスポーツクラブを中心に、障がいの有無に関係なく、ポッチャ、車いすバスケットボールなどで楽しめる機会を創出している。今後もNPO法人ネージュスポーツクラブと連携し、更なる推進を図る。 ・引き続き、「楽しもうスポーツ、つくろう健康」というスポーツ健康都市宣言の趣旨をより一層啓発するとともに「誰でも」「いつでも」「どこでも」広くスポーツに親しめる環境整備と機会創出に努める。

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
第8章〈第6節 環境の保全と安全・安心なまちづくり〉						
第31条（自然との共生） 市民、市議会及び行政は、地域の豊かな自然環境を将来にわたって保全するよう努めるものとする。 2 市民、市議会及び行政は、限りある水資源を保護するとともに、河川環境等の保全及び水の有効利用に努めるものとする。	◆公害苦情への対応等 ・公害を未然に防ぐため、水質調査や騒音・振動・悪臭などの汚染状況の監視を進めるとともに、市民や事業者の協力により環境保全に努めている。また、市報やホームページ、広報無線などを通じて、野焼きの禁止や油の流出防止など公害防止に係る啓発を行うとともに、原因者には、警察・消防本部と連携しながら直接指導を実施している。 ○具体的な取り組み ・当間高原リゾート環境監視 （地区市民代表を含む「十日町市当間高原リゾート環境監視委員会」を開催） ・養豚場及び有機センターの臭気測定 ・養豚場の排水水質検査 ・地下水水質検査 ・環境騒音及び交通騒音測定 ○公害苦情処理件数 令和元年度・・・51件 令和2年度・・・89件 令和3年度・・・68件 令和4年度・・・24件	概ねできている	・環境監視に係る各種測定結果は、市のホームページ等で公開している。また、発生防止のための啓発活動については、市報やホームページのほか、原因者への直接のヒアリング、指導など実施している。 ・発生防止に向けた周知活動等により、近年は公害苦情処理件数が減少傾向で推移している。 ・養豚場の畜産臭に係る苦情件数も減少傾向にある。畜産事業者による臭気対策が少しずつ効果が出てきているものと評価する。 ・各種測定に係るコストは継続してかかることから、法定検査外となる環境監視業務などの運用見直しは課題である。	継続推進	不要	・解決が難しい課題については、関係機関で情報共有を行うなど連携した対応を引き続き行い、事業者と地元住民との定期的な話し合いの場を設けるよう努める。 ・各種測定のコストについて、検査回数を必要最小限とすることを検討する。また、法定検査外となる検査測定については、2年に1回の実施とすることや、例年測定結果が基準超過をしていない地区を省略するなどの見直しを検討する。
	◆信濃川アウトドア観光推進事業（R1～R4） ・十日町市の資源である「信濃川」を活用し、市民の親水の機運醸成と合わせて観光誘客につなげる事業を実施した。 ・広告（雑誌等掲載）や水に親しむイベントの開催を行った。 ・アウトドアの事業者やキャンプ場管理者、温泉施設等で構成する「信濃川アウトドア観光推進協議会」と連携しながら事業を実施した。	できている	・河川やため池等を利用したアウトドアの商品が開発されると共に、市民に対しても河川等の有効活用について示すことができた。 ・民間事業としてさらなる進展を図っていく必要がある。	継続推進	不要	民間団体と綿密に情報交換しながら、事業に対する側面的支援を実施する。
	◆信濃川河川環境と水利使用の調和に関する覚書 ・H27年に締結したJR東日本との覚書に基づき、宮中ダムの放流量が規定されたことにより水利利用の調和、地域活性化に向けた共生策などに取り組んでいる。 ◆清津川分水問題についての協定 ・H29年に締結した新潟県、南魚沼市との協定に基づき、清津川への試験放流量の継続と、魚野川水源の抜本的解決策の実現に向け協議を重ねてきた。 ◆消雪パイプ用節水タイマーの設置 ・冬季間の地下水位の低下を抑制し、安定した地下水の利用を図るため、消雪パイプに節水タイマーを設置した。 R1：6箇所 R2：6箇所 R3：3箇所 R4：6箇所 合計36箇所	できている	関係機関と連携しながら、河川の有効利用に関する取組を進めることができている。	継続推進	不要	・信濃川について、締結した覚書に則り、JR東日本と常に情報を共有しながら、自然環境に配慮した水利利用と共生策の対応を進めていく。 ・清津川について、締結した協定に則り、今後も試験放流量を継続しつつ、抜本的対策に繋がるよう関係機関と引き続き協議を進めていく。
第32条（地域循環型社会の構築） 市民、市議会及び行政は、地域資源の効果的な活用により、持続可能な循環型の地域社会の構築に努めるものとする。	◆再生可能エネルギー活用促進 ・一般家庭等への再生可能エネルギー導入支援を実施 ○再生可能エネルギー活用促進補助金額：48,365千円（R1～R4年度） ◆バイオマス産業都市 ・平成28年10月「バイオマス産業都市」の認定を受け、バイオマス利活用と再生可能エネルギー30%創出を目標に、官民連携し持続可能な循環型社会の構築に積極的に取り組んでいる。 ◆ごみの減量及び再資源化 ・ごみの16分別や古着及び小型家電の回収、スマートフォンアプリによる情報提供などにより、ごみの減量と資源化に取り組んでいる。 ・令和4年度から、個別包装菓子などの外袋、ペットボトルなどのラベル、発泡スチロールや緩衝材をプラスチック資源物として新たに回収することとし、資源物の回収拡大に取り組んでいる。 ○リサイクル率 令和元年度：19.2% 令和2年度：19.6% 令和3年度：20.2% 令和4年度：21.0%	概ねできている	・持続可能な循環型社会の構築や地球温暖化対策への行動として、官民が一体となってバイオマス利活用と再生可能エネルギー創出への取組の成果が形となってきている。 ・燃やすごみと埋立てごみは、人口の減少に伴い減少傾向にある。一方、資源物は、市民から分別・再資源化に協力をいただき増加傾向にある。 ・事業系一般廃棄物の搬入量が横ばいの状況であり、再資源化によるごみの減量が進んでいないため、事業者の分別・再資源化に対する意識醸成を図っていく必要がある。	継続推進	不要	・広報誌やホームページでの啓発活動、公共施設への再生可能エネルギーの導入、紙おむつ燃料化などのバイオマス利活用や木質バイオマス・水力・地熱発電の事業化を通して、市民や民間企業の参画意識の醸成を図る。 ・指定ごみ袋及び自己搬入ごみの手数料改定により、ごみの減量と分別・再資源化の推進を図る。

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
第32条（地域循環型社会の構築） 市民、市議会及び行政は、地域資源の効果的な活用により、持続可能な循環型の地域社会の構築に努めるものとする。	◆中山間地域等直接支払交付金事業 ・生産条件不利地域における農業生産活動等の自律的かつ継続的な支援を行った。 ○年度別実績（対象面積、交付金額） R1 2,592ha 463,428千円 R2 2,323ha 441,132千円 R3 2,340ha 461,706千円 R4 2,339ha 470,930千円 ◆多面的機能支払交付金事業 ・農業の多面的機能の維持・発揮のため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に対して支援を行った。 ○年度別実績（対象面積、交付金額） R1 3,786ha 269,261千円 R2 3,788ha 273,071千円 R3 3,852ha 284,658千円 R4 3,887ha 286,873千円	できている	加算メニューの拡充及び広域化や新規取組組織の発掘等により、順調に取組規模を拡大させ、生産条件不利地域及び農業者が共同で取り組む地域活動に対して支援できている。	継続推進	不要	・高齢化や事務負担により取組継続を断念する集落が発生してきているため、継続するための取組計画の提案と事務委託の推進を図る必要がある。
	◆市有林・市行造林整備事業 ・市有林・市行造林において、間伐や植林等の森林整備を実施した。 ○実績（整備面積・間伐材運搬量） R1：23.26ha 627m3 R2：35.86ha 716m3 R3：33.12ha 1,470m3 R4：37.00ha 1,361m3	できている		継続推進	不要	・地球温暖化防止や地域資源の有効活用を図るため、継続して整備及び支援を実施する。 ・木質ペレット供給事業者への素材供給対策として、市有林・市行造林整備事業を拡大し間伐材生産量を増加し対応する。
	◆間伐材等運搬支援 ・森林組合や個人等が森林整備を実施し、搬出される間伐材等の運搬について支援した。 ○実績（事業量・補助額） R1：440.868m3 1,322千円 R2：589.744m3 1,767千円 R3：（R2事業終了）	できている	(合)十日町バイオマス発電の稼働計画により、間伐材の有効利用が図られるため、補助の目的・必要性がなくなりR3より事業を廃止した。	削除	不要	—
第33条（快適な生活環境の確保） 市民、市議会及び行政は、地域の環境美化を図り、快適な生活環境の確保に努めるものとする。	◆クリーン作戦の実施等 ・毎年4月29日の「昭和の日」に十日町クリーン作戦を実施した。市内団体の協力を得ながら、信濃川河川敷をメイン会場として、公園や町内などで大規模な清掃活動を行った。団体動員型で参加者を募り実施しており、コロナ禍で令和2年度に中止して以降、令和4年度をもって終了とした。 ・各地域単位で環境衛生推進協議会（*）の分会を中心に、同日にクリーン作戦を行い、市内全域で取り組んだ。 （*）環境衛生推進協議会は令和4年度をもって解散した。 ・環境衛生協議会の会員だけでなく、春から秋にかけて、老人クラブ等の各種団体がごみ拾いなどの環境美化運動を実施した。 ○環境美化運動参加者数 ・令和元年度 2,829人 ・令和2年度 306人 ・令和3年度 183人 ・令和4年度 368人	概ねできている	・平成9年度から地域の環境美化活動として実施してきた「十日町クリーン作戦」は、年々参加者が減少傾向であることに加え、年1回のイベント型のため、清掃施設・場所の限定や活動時間が異なることなどが課題となった。 ・ごみ拾いや清掃活動における市の支援方法を検討し、自ら環境美化活動を実践する市民を増やす取組について、企画立案する必要がある。	継続推進	不要	動員型による年1回のイベントではなく、市民団体がボランティアとして自主的に実施する町内の道路・公園などの美化活動を支援する事業を計画している。市内においてはこれまでも、春や秋など年間を通して地区の清掃活動を自主的に取り組んでいる町内会等があることから、時期や場所等を限定せずに環境美化に取り組めるよう、自主的に取り組む町内会等に対し、ボランティアごみ袋を支給することで、実施主体の負担軽減と市民の環境美化への意識醸成を図る。
第34条（安全・安心の確保） 市民、市議会及び行政は、市民の安全・安心な暮らしの確保に努めるものとする。	◆「十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画（R3～R6）」策定等 ・自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る、安全・安心なまちづくりは、市及び市民等それぞれの役割を理解し、連携・協力して実現するという条例の理念のもと「十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画（R3～R6）」を令和2年度に策定した。 ○参考実績 ・十日町警察署管内の交通事故発生件数 H30：64件→R4：40件（24件減） 死傷者数 H30：79人→R4：45人（34人減） ・十日町警察署管内の刑法犯発生件数 H30：154件→R4：137件（17件減） ・自主防災組織設立状況 組織数 H30：291組織→R4：291組織 （世帯数換算組織率98.9%：総数19,620戸、内設立済19,401戸） ・あんしんメール登録者登録件数 H30：8,393件→R4：11,926件（3,533件増）	できている	・災害や犯罪、交通事故から身を守るためには、主体的に自分の身は自分で守る意識を高めることが重要であり、そのための取組を引き続き強化する。 ・コロナ禍の影響等により、あんしんメール登録者数が大幅に増加した。継続して運用していくため、防災行政無線同様に、防災情報だけでなく行政情報等も発信して積極的に活用していく必要がある。	継続推進	不要	・市民一人ひとりが自助・共助・公助それぞれの役割を理解し、実践できるよう、地区の防犯協会や交通安全協会、自主防災組織等関係する組織を通じて、地域防災力の強化を図る。 ・あんしんメールや防災行政無線等を積極的に活用し、引き続き、防災・防犯に向けた周知及び情報発信を行う。
第9章 地域自治 第35条（地域自治の尊重） 行政は、地域自治を尊重し、地域の自主性及び自立性を確保するよう努めるものとする。	【検証対象外】 地域自治組織関連などは第36条で。					

十日町市まちづくり基本条例内部検証資料

条文	① 取組内容(R1～R4年度)	② 取組に対する評価、運用上の課題		③ 今後の方向性		
		評価		取組の方向性	条文の改正	詳細
<p>第36条（地域自治組織） 市民は、それぞれの地域の自治を目的とした地域自治組織を設立することができる。</p> <p>2 地域自治組織は、相互の融和と連携を図りながら、行政との協働により、特性を生かした地域づくりを行うものとする。</p> <p>3 行政は、地域自治組織を公共を支えるパートナーとし、当該組織が行う地域の課題解決及び地域振興を図るための活動を支援するものとする。</p> <p>4 地域自治組織に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>◆地域自治推進条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月1日施行した、地域自治組織や市の役割等について定める条例。この条例に基づき、市内13の地域自治組織と協働している。 <p>◆地域自治組織との協働を行う環境づくり：【再掲】第20条</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域自治推進条例に基づき、市内13の「地域自治組織」との協働を行っている。 地域自治組織への財政措置として「地域自治推進事業交付金」の交付や、ふるさと納税による寄附金を原資とした「地域自治組織活動支援交付金」を交付するとともに、活動拠点として市有のコミュニティセンター、地域集会所、公民館、支所等の使用を認めている。 また、人的支援として、H30年度より国の集落支援員の制度を活用した「地域支援員」を設置している。 <p>○地域自治推進事業交付金額：72,672,307円（H30年度総額） → 61,732,000円（R4年度総額）</p> <p>○地域自治組織活動支援交付金：4,134,400円（H30年度総額） → 10,484,350円（R4年度総額）</p> <p>○地域自治組織専任地域支援員数：6地域6人（吉田・松之山・中条・下条・水沢・十日町）</p> <p>◆地域自治組織連絡協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての地域自治組織の会長等が集まる連絡協議会を定期的に行い、活動状況の共有や意見交換等を行っている。 	できている	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとに組織形態や人的資源、行事や慣習などが異なるため、それぞれの課題に対する取り組み状況も異なる。 一方で、地域運営の次世代への継承や担い手不足等、共通する課題もあるため、地域の自発的な運営が継続されるよう、地域間の情報交換や支援策の情報共有等の支援を継続する。 	継続推進	不要	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援員の設置等による人的支援を継続するとともに、各地域自治組織の交付金の使途について、助言等を検討する。 高齢化が著しく進行する集落への支援策を検討するため、令和5年度から高齢化集落対策専任の地域支援員1名を配置している。今後、集落への丁寧な聞き取り調査や話し合いを軸に、地域自治組織や関連事業者等と連携しながら、集落の将来を見据えた対応策を検討する。
<p>第10章 住民投票</p> <p>第37条 市長は、市政に係る重要な事項について広く住民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民は、市政に係る重要な事項について、市議会議員及び市長の選挙権を有する者の3分の1以上の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>3 市議会は、市政に係る重要な事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決をしたときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>4 市長は、前2項の請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>5 市議会及び市長は、住民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。</p> <p>6 住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	【検証対象外】					
<p>第11章 国、県との連携</p> <p>第38条 市は、国及び新潟県と対等な関係の下、適切な役割分担を行い、相互に連携し、協力してまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と共通する課題及び広域的な課題について、相互に連携し、協力して、その解決に努めるものとする。</p>	<p>◆国及び県との連携（通年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事との懇談会や十日町地域振興局との意見交換会を実施し、県との連携と協力を求めた。 国に対して、必要の都度、市単独で要望活動を行い、連携と協力を求めた。 上沼道十日町道路の整備においては、R1年度に国の轄権限代行により事業化が決定した。また、R4年度には、本格的な測量作業に着手することとなり、「中心杭打ち式」を国土交通省・県・市の共催で開催した。 令和2年度に認定された日本遺産「究極の雪国とおかまち 一真説！豪雪地ものがたり」を柱に、火焰型土器やきものなど縄文から現在に至るまでの様々な文化資源を活用し、豪雪地ならではの文化を発信することで、国や県が重点的に進める文化観光の推進に積極的に取り組んでいる。 <p>◆他の地方公共団体等との連携（通年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟県市長会を通じて、国と県に要望を行った。 雪国観光圏で連携と協力をすることで、雪を観光資源とした観光誘客に取り組んだ。 ほくほく線沿線地域振興連絡協議会の会長のほか、諸課題に対応するための協議会に参加し、他の地方公共団体や関係機関と課題解決に取り組んだ。 広域や一部事務組合により、津南町と特定事務の共同処理を行っている。 	できている	<ul style="list-style-type: none"> 市長会として市相互の連携は早いですが、同じ課題が発生した場合の町村との円滑な連携方法の検討が必要である。 県を超えた連携（例えば、縄文国宝を持つ自治体の連携）もできているが、これを維持継続していく必要がある。 	継続推進	不要	既存の連携を継続するとともに、必要に応じて、円滑な連携が図れるように努める。
<p>第12章 雑則</p> <p>第39条（条例の検証） 市長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について検証を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の検証に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ必要な措置を講じなければならない。</p>	【検証対象外】					
<p>第40条（委任） この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	【検証対象外】					